

第76回国民体育大会冬季大会

スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会（愛知県）

テーマ・スローガン・シンボルマーク

【テーマ】

(規定書体)

夢!きらリンク
愛知国体

前回愛知県で開催された第67回国民体育大会冬季大会のテーマ「ゆめリンク愛知国体」が覚えやすく親しみやすい言葉だったため、前回大会からの繋がりを大切にし、さらに今大会でも選手たちがリンクの上できらりと光るようにと願う気持ちが込められています。

【スローガン】

(規定書体)

氷上で 繋がる心 輝く未来

「rink：スケートリンク」と「link：繋がる」の語意を掛け合わせました。未来へ繋がるような感動が今大会から生まれることを願う気持ちが込められています。

【シンボルマーク】



愛知の「A」をモチーフにデザインしました。黄がショートトラックのスピード感、赤がアイスホッケーの攻め込む強さ、青がフィギュアスケートの冷静さ、柔軟さをイメージして配色しました。青の右側は、軌跡でリンクを表現しました。

中心に国体のマークを配置することで、全国から愛知へ集うことを表しています。

○ 選定経過

募集方法：全国公募

募集期間：2018年12月17日（月）～2019年3月15日（金）

応募総数：テーマ 779点、スローガン 856点、シンボルマーク 198点

選定方法：愛知県準備委員会国体テーマ等審査委員会にて選定し、愛知県実行委員会第1回総会において愛知県案として決定

第76回国民体育大会冬季大会
スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会（愛知県）

ポスター図

【 図 】



【 デザイン趣旨 】

都市型のスポーツ大会として、現代的でスマートなイメージを表現しながら、前回愛知大会における「選手のシルエットなど、固定的・具体的なイメージを与える造形はあえて使用しない」という造形方針を踏襲しました。

選手たちの格調高い精神とバランスよく発達した身体能力を、「氷の結晶」をモチーフとしたシンボルとして象徴的に表現した作品です。背景色を青色にすることでシンボルが白く浮き上がり、冬季大会としての冷涼なイメージが強調されています。

【 選定経過 】

公式ポスターのデザインについて、愛知県立芸術大学と受託研究の契約を締結し、制作された作品の中から公式ポスター図案審査会にて選定し、愛知県実行委員会第1回総務委員会において決定

第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会

競 技 会 会 期 に つ い て

1 会期

2021年2月18日(木)～21日(日) 4日間

2 会場地市

秋田県 鹿角市

3 日程及び会場

会場地	式典・競技		式典・競技				会場
			令和３年２月				
			１８ 日 (木)	１９ 日 (金)	２０ 日 (土)	２１ 日 (日)	
鹿角市	開始式		◎				鹿角市文化の杜交流館 「コモッセ」
	表彰式					◎	鹿角トレーニングセンター 「アルパス」
	ジャイアントスラローム			○	○	○	花輪スキー場
	スペシャルジャンプ		◇	○			
	コンバインド	ジャンプ		◇	○		
		クロスカントリー			○		
	クロスカントリー			○	○	○	

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日

三重とこわか国体 実施競技一覧

【正式競技:19市町 37競技】

令和元年8月29日現在

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
陸上競技		全種別	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
水泳	競泳	全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	飛込	全種別		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	水球	少年男子、女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーティスティックスイミング	少年女子		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	オープンウォータースイミング	男子、女子	尾鷲市	尾鷲市三木里海水浴場	
サッカー		成年男子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
		少年男子	四日市市	四日市市中央陸上競技場	
				四日市市中央フットボール場	
				四日市大学第1グラウンド	
		女子	伊勢市	伊勢フットボールヴィレッジ	
			伊賀市	上野運動公園競技場	
テニス		全種別	四日市市	四日市テニスセンター	
				四日市ドーム	
ボート		全種別	大台町	奥伊勢湖漕艇場	
ホッケー		全種別	名張市	メイハンフィールド(名張市民陸上競技場)	
				(仮称)名張市民ホッケー場	
ボクシング		成年男子、少年男子、成年女子	志摩市	阿児アリーナ	
バレーボール	6人制	全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
	ビーチバレーボール	少年男子、少年女子		津市安濃中央総合公園内体育館	
体操	競技	全種別	四日市市	津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
	新体操	少年女子		津市御殿場海岸特設会場	
	トランポリン	男子、女子		四日市市総合体育館	
バスケットボール		全種別	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
				津市安濃中央総合公園内体育館	
				津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
レスリング		成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
セーリング		全種別	津市	津ヨットハーバー	
ウエイトリフティング		成年男子、少年男子、女子	亀山市	亀山市西野公園体育館	
ハンドボール		成年男子、成年女子	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館	
				三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 体育館	
		少年男子	いなべ市	員弁運動公園体育館	
				いなべ市立北勢中学校体育館	
		少年女子	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
自転車	トラック・レース	成年男子、少年男子、女子	四日市市	四日市競輪場	
	ロード・レース		いなべ市	いなべ市特設ロードレースコース	
ソフトテニス		全種別	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場	
卓球		全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
軟式野球		成年男子	四日市市	四日市市霞ヶ浦第1野球場	
				四日市市霞ヶ浦第3野球場(仮称)	
			鈴鹿市	石垣池公園野球場	
			名張市	メイハNSTジアム(名張市民野球場)	
			亀山市	亀山市西野公園野球場	
			伊賀市	上野運動公園野球場	

相撲		成年男子、少年男子	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	
馬術		成年男子、成年女子、少年	鈴鹿市	三重県馬術競技場	
フェンシング		全種別	鳥羽市	鳥羽市民体育館	
柔道		成年男子、少年男子、女子	津市	津市産業・スポーツセンター(メッセウイング・みえ)	
ソフトボール		成年男子	明和町	明和町総合グラウンド 明和中学校第2グラウンド	
ソフトボール		成年女子	熊野市	山崎運動公園 くまのスタジアム 熊野スカイパーク球場	
		少年男子	志摩市	長沢野球場 長沢多目的広場	
		少年女子	紀北町	赤羽公園野球場 赤羽公園多目的グラウンド	
バドミントン		全種別	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
弓道	近的	全種別	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館) 特設近的弓道場	
	遠的			名張中央公園特設遠的弓道場	
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別	津市	三重県営ライフル射撃場	
	BR・BP	少年男子、少年女子		津市一志体育館	
	CP	成年男子		三重県警察学校射撃場	
剣道		全種別	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	熊野市	山崎運動公園 多目的グラウンド	
		女子	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場	
	15人制	少年男子			
スポーツクライミング	リード	全種別	菰野町	菰野町体育センター南側グラウンド	会場変更
	ボルダリング			菰野町体育センター	会場変更
カヌー	カヌースプリント	全種別	四日市市	伊坂ダム特設カヌー競技場	
	カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター	成年男子、成年女子	松阪市、多気町	橿田川特設カヌー競技場	
アーチェリー		全種別	松阪市	松阪市総合運動公園芝生広場	
空手道		全種別	四日市市	四日市市総合体育館	
クレー射撃		成年	伊賀市	三重県上野射撃場	
なぎなた		成年女子、少年女子	津市	津市久居体育館	
ボウリング		全種別	津市	津グランドボウル	
ゴルフ		成年男子	四日市市	四日市カンツリー倶楽部	
		女子	桑名市	桑名カントリー倶楽部	
		少年男子	鈴鹿市	鈴峰ゴルフ倶楽部	
トライアスロン		成年男子、成年女子	志摩市	志摩市浜島海浜公園特設会場	

※全種別は「成年男子、成年女子、少年男子、少年女子」

【特別競技:3市 1競技】

競技名	種目	種別	会場地	会場名	備考
高等学校野球		硬式	津市	津球場公園内野球場	
			伊勢市	ダイムスタジアム伊勢	
		軟式	松阪市	三重県営松阪野球場	

【公開競技:5市町 5競技】

競技名	会場地	会場名	備考
綱引	名張市	HOS名張アリーナ(名張市総合体育館)	
武術太極拳	桑名市	ヤマモリ体育館(桑名市体育館)	
パワーリフティング	朝日町	朝日町体育館	
ゲートボール	松阪市	松阪市総合運動公園多目的グラウンド	
グラウンド・ゴルフ	紀北町	赤羽公園野球場	
		赤羽公園多目的グラウンド	
		赤羽小・中学校運動場	

【デモンストレーションスポーツ:20市町 32競技】

競技名(50音順)	会場地	予定会場名	備考
伊賀流手裏剣打スポーツ	伊賀市	上野公園特設会場	
ウォーキング	尾鷲市	三重県立熊野古道センター周辺	
ウォークラリー	津市	津市一身田町周辺	
	度会町	宮リバー度会パーク周辺	
	御浜町	御浜町内特設会場	
エアロビック	鈴鹿市	AGF鈴鹿体育館	
SSピンポン	四日市市	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	
カッターレース	四日市市	四日市港霞ヶ浦南埠頭西側海域	
かるた競技	明和町	いつきのみや地域交流センターほか	
カローリング	亀山市	亀山市東野公園体育館	
	大紀町	大宮中学校・大宮小学校	
キンボールスポーツ	伊賀市	三重県立ゆめドームうえの	
クッブ	尾鷲市	三重県立熊野古道センターほか	
健康体操	松阪市	さんざんアリーナ	
3B体操	津市	津市産業・スポーツセンター(サオリーナ)	
シーカヤック	志摩市	次郎六郎海岸	
スタンドアップパドルボード	志摩市	次郎六郎海岸	
スポーツ鬼ごっこ	亀山市	亀山市立亀山西小学校	
スポーツ健康吹き矢	玉城町	玉城町保健福祉会館	
スポーツチャンバラ	木曽岬町	木曽岬町体育館	
スポーツウエルネス吹き矢	津市	津市久居体育館	競技名変更
ソフトバレーボール	川越町	川越町総合体育館	
ターゲット・バードゴルフ	名張市	名張市ターゲット・ノバードゴルフ場	
タスポニー	四日市市	四日市市総合体育館	
チベットヨガ	玉城町	玉城町中央公民館	
ディスクゴルフ	菰野町	三重県民の森	
日本拳法	松阪市	松阪牛の里オーシャンファーム武道館	
パークゴルフ	東員町	東員町中部公園パークゴルフ場	
パドルテニス	四日市市	四日市市霞ヶ浦体育館	
ビーチボールバレー	南伊勢町	南勢中学校体育館	
ビリヤード	亀山市	亀山市西野公園体育館	
ファミリーバドミントン	四日市市	四日市市総合体育館	
ペタンク	松阪市	嬉野グラウンド	
ユニカール	尾鷲市	尾鷲市体育文化会館	
	亀山市	亀山市東野公園体育館	
ラジオ体操	紀宝町	紀宝町深田運動場	

第77回国民体育大会(栃木県)実施競技一覧

資料No9-1

令和元年8月29日現在

式典	会場地	式典会場	備考
総合開・閉会式	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新スタジアム	

1. 正式競技

競 技		種 別	会 場 地	競技会場	備 考
陸上競技		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新スタジアム	
水泳	競泳	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新屋内水泳場	
	飛込	全種別			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	水球	少年男子 女子	おやまし 小山市	栃木県立温水プール館	
	オープンウォータースイミング	男子 女子	いちかいまち 市貝町	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	
サッカー	成年男子	全種別	うつのみやし 宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	
			さくらし さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	
		少年男子	もおかし 真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1	
			しもつけし 下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	
	少年女子	ましこまち 益子町	益子町南運動公園陸上競技場		
		やいたし 矢板市	矢板運動公園陸上競技場 矢板運動公園サッカー場		
		全種別	なすしおぼらし 那須塩原市	那須塩原市青木サッカー場グラウンドB	
テニス		全種別	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート 宇都宮市屋板運動場庭球場	
ボート		全種別	とちぎし 栃木市	谷中湖特設ボートコース	
ホッケー		全種別	にっこうし 日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	にっこうし 日光市	日光市大沢体育館	
バレーボール	6人制	成年男子	きのし 佐野市	佐野市アリーナたぬま	
		成年女子	かぬまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	
		少年男子	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮市清原体育館	
		少年女子		宇都宮市体育館	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	あしかがし 足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	
体操	競技	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新体育館	
	新体操	少年女子	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館	
	トランポリン	男子 女子	もてぎまち 茂木町	茂木町民体育館	
バスケットボール		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新体育館 宇都宮市体育館 栃木県立宇都宮工業高等学校体育館	
レスリング		成年男子 少年男子 女子	あしかがし 足利市	足利市民体育館	
セーリング		全種別	ちばけん ちばし 千葉県千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	おやまし 小山市	小山市立体育館	
ハンドボール	全種別	全種別	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園総合体育館 学校法人國學院大學栃木学園第二体育館 日立栃木体育館	
			しもつけし 下野市	下野市石橋体育センター	
			のぎまち 野木町	野木町立野木中学校体育館	

競 技		種 別	会場地	競技会場	備 考
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮競輪場	
	ロード・レース	女子	なすまち 那須町	那須町特設ロードレースコース	
ソフトテニス		全種別	なすしおばらし 那須塩原市	那須塩原市くろいそ運動場テニスコート	
卓球		全種別	かぬまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	
軟式野球		成年男子	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	
			にっこうし 日光市	日光市日光運動公園野球場	
			おやまし 小山市	小山運動公園野球場	
			やいたし 矢板市	矢板運動公園野球場	
			ましこまち 益子町	益子町北公園野球場	
相撲		成年男子 少年男子	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館	
馬術		成年男子 成年女子 少年	なすしおばらし 那須塩原市	地方競馬教養センター	
フェンシング		全種別	かみのかわまち 上三川町	上三川町体育センター	
柔道		成年男子 少年男子 女子	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館	
ソフトボール		成年男子	おおたわらし 大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	
		成年女子		美原公園野球場 美原公園第2球場	
		少年女子		大田原グリーンパーク	
		少年男子	あしかがし 足利市	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	
バドミントン		全種別	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館	
弓道	近的 遠的	全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館	
ライフル射撃	50m、10m・AP	全種別	うつのみやし 宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	
	CP	成年男子		栃木県警察学校射撃場	
	BR・BP	少年男子 少年女子		栃木県総合教育センター体育館	
剣道		全種別	うつのみやし 宇都宮市	(仮称)総合スポーツゾーン新武道館	
ラグビーフットボール		成年男子 少年男子 女子	きのし 佐野市	佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園多目的球技場 (仮称)佐野市運動公園運動広場	
スポーツクライミング	リード	全種別	みぶまち 壬生町	壬生町総合運動場特設会場	
	ボルダリング			壬生町総合運動場武道館	
カヌー	スプリント	全種別	とちぎし 栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	
	スラローム	成年男子	しおやまち 塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	
	ワイルドウォーター	成年女子			
アーチェリー		全種別	なすからすやまし 那須烏山市	那須烏山市大桶運動公園多目的競技場	
空手道		全種別	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館	
銃剣道		成年男子 少年男子	みぶまち 壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	
なぎなた		成年女子 少年女子	とちぎし 栃木市	学校法人國學院大學栃木学園四十周年記念館	
ボウリング		全種別	あしかがし 足利市	足利スターレーン	
ゴルフ		成年男子	なすしおばらし 那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部	
		少年男子		西那須野カントリー倶楽部	
		女子		塩原カントリークラブ	
トライアスロン		成年男子 成年女子	なすしおばらし 那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	
37競技			23市町	74会場	

※全種別(成年男子、成年女子、少年男子、少年女子)、男子(成年少年共通)、女子(成年少年共通)、 少年(男子女子共通)

2. 公開競技

競 技	種 別	会 場 地	競技会場	備 考
綱引	—	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館	
武術太極拳	—	かぬまし 鹿沼市	TKCいちごアリーナ(鹿沼総合体育館)	
パワーリフティング	—	はがまち 芳賀町	芳賀町第二体育館	
ゲートボール	—	なかがわまち 那珂川町	小川総合福祉センター園地	
グラウンド・ゴルフ	—	たかねざわまち 高根沢町	高根沢町町民広場	
5競技		5市町	5会場	

3. 特別競技

競 技	種 別	会 場 地	競技会場	備 考
高等学校野球	硬式	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮清原球場	
	軟式		栃木県総合運動公園硬式野球場	
1競技		1市	2会場	

4. デモンストレーションスポーツ

競 技	会場地	競技会場	備 考
アームレスリング	うつのみやし 宇都宮市	栃木県総合文化センター	
インディアカ	さくら市	さくら市氏家体育館	
ウォーキング	かぬまし 鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース	
	なすからすやまし 那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース	
	ましこまち 益子町	益子町内特設ウォーキングコース	
エアロビック	なすまち 那須町	那須町スポーツセンター	
オリエンテーリング	やいだし 矢板市	矢板運動公園	
カローリング	たかねざわまち 高根沢町	高根沢町農業者トレーニングセンター	
キッズトライアスロン	なすしおぼらし 那須塩原市	にしなすの運動公園内特設コース	
キンボールスポーツ	しもつけし 下野市	下野市石橋体育センター	
クリケット	さのし 佐野市	佐野市国際クリケット場	
さいかつぼーる	なすしおぼらし 那須塩原市	にしなすの運動公園体育館	
3B体操	なかがわまち 那珂川町	那珂川町総合体育館	
スポーツウエルネス吹矢	あしかがし 足利市	足利市民体育館	※競技名の変更
スポーツチャンバラ	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館	
スポンジ・フェンシング	かみのかわまち 上三川町	上三川町体育センター	
3×3(スリーバイスリー)	うつのみやし 宇都宮市	オリオンスクエア	
ソフトバレーボール	もおかし 真岡市	真岡市総合体育館	
ターゲット・バードゴルフ	みぶまち 壬生町	壬生町総合公園	
タグラグビー	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	
ダンススポーツ	おおたわらし 大田原市	栃木県立県北体育館	
ドッジボール	さのし 佐野市	佐野市アリーナたぬま	
長ぐつアイスホッケー	にっこうし 日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	
バウンドテニス	のぎまち 野木町	野木町立野木中学校体育館	
パークゴルフ	あしかがし 足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場	
フォークダンス	おやまし 小山市	栃木県立県南体育館	
婦人バレーボール	はがまち 芳賀町	芳賀町第二体育館	
フットサル	うつのみやし 宇都宮市	宇都宮市清原体育館	
フットベースボール	とちぎし 栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド	
フライングディスク	いちかいまち 市貝町	城見ヶ丘運動公園	
ふれあいトランポリン	もてぎまち 茂木町	茂木町民体育館	※競技名の変更
ベタンク	たかねざわまち 高根沢町	高根沢町町民広場	
リレーマラソン	おおたわらし 大田原市	美原公園陸上競技場	
31競技	24市町	32会場	

第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県）

愛称・スローガン及び規定書体について

【愛称・規定書体】

わたSHIGA輝く国スポ

（趣旨）

選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

（規定書体意図）

年齢、性別、障害のあるなしに関わらず、すべての人が関わり、参加できる大会を目指すことから、優しさ、親しみやすさを感じられる書体を使用しています。

全体の配色は、大会マスコットキャラクターとの統一感をもたせています。

【スローガン】

湖国の感動 未来へつなぐ

（趣旨）

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

【選定経緯】

募集方法：全国公募

募集期間：平成 30 年 9 月 20 日～11 月 12 日

応募総数：愛称：10,601点、スローガン：10,209点

選定方法：平成 31 年 2 月 12 日に開催した第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第 13 回広報・県民運動専門委員会にて審査し、決定

第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県） マスコットキャラクターについて

【名前・デザイン】



キャッフィー

チャッフィー

【キャッフィーおよびチャッフィーについて】

「キャッフィー」は、平成 20 年 10 月に滋賀県で行われた「第 21 回全国スポーツレクリエーション祭『スポレク滋賀 2008』」のマスコットキャラクターとして誕生した。その後、県のイメージキャラクターに就任した。

「チャッフィー」は、平成 29 年 6 月に「キャッフィー」の幼なじみとして誕生した。

「キャッフィー」、「チャッフィー」はともに県およびスポーツの魅力を県内外に広く情報発信している。

【選定経緯】

平成 28 年 9 月 8 日 第 5 回広報・県民運動専門委員会において「キャッフィー」と一緒に活躍する関連キャラクターを公募することを決定

募集方法：全国公募

募集期間：平成 28 年 10 月 17 日～平成 28 年 12 月 26 日

応募総数：1,674 件

平成 29 年 6 月 13 日 第 7 回広報・県民運動専門委員会において「キャッフィー」、「チャッフィー」をマスコットキャラクターに決定

【参 考】

平成 19 年 4 月 キャッフィー：「スポレク滋賀 2008」のマスコットキャラクターとして誕生

平成 21 年 3 月 キャッフィー：滋賀県イメージキャラクターに就任

参加資格違反について

I. 概要

【 事案 ① 】

1. 対 象 者：斎藤 翔太（さいとう しょうた）
2. 都道府県：福岡県
3. 競 技：軟式野球競技（成年男子種別）・選手
4. 概 要：

(1) 大会・成績等：第 71 回大会九州ブロック大会および本大会・参加申込

当該選手は、第 71 回大会九州ブロック大会および本大会の参加にあたり、選手として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

新参加申込システムの開発に関し、過去の参加申込情報の統合作業を行っている段階で、当該選手の参加資格のうち「国内選手の移動制限」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、第 69 回国民体育大会において「沖縄県」から参加申込されていたことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

＜規程＞「第 71 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ウ 第 69 回又は第 70 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加したものは、次の場合を除き、第 69 回大会又は第 70 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(3) 競技会開始後の処分：

第 71 回国民体育大会終了後の令和元年 5 月に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用する。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び福岡県体育協会、全日本軟式野球連盟に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 74 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人福岡県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟：文書による「注意」処分とする。

【事案 ②】

1. 対象者：斎藤 翔太（さいとう しょうた）
2. 都道府県：沖縄県
3. 競技：軟式野球競技（成年男子種別）・選手
4. 概要：

(1) 大会・成績等：第 69 回大会九州ブロック大会・参加申込

当該選手は、第 69 回大会九州ブロック大会の参加にあたり、選手として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

新参加申込システムの開発に関し、過去の参加申込情報の統合作業を行っている段階で、当該選手の参加資格のうち「国内選手の移動制限」について疑義が生じたため事実確認を行った結果、第 68 回国民体育大会において「福岡県」から都道府県予選に出場していたことが判明し、以下に示した規程を満たしていないことから参加資格に違反していたものと認められる。

＜規程＞「第 69 回国民体育大会実施要項 総則」

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(1) 参加資格

ウ 第 67 回又は第 68 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加したものは、次の場合を除き、第 67 回大会又は第 68 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(3) 競技会開始後の処分：

第 69 回国民体育大会終了後の令和元年 5 月に違反が判明したことから、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用する。

(4) 聴聞手続き等：

当該選手及び沖縄県体育協会、全日本軟式連盟に対して、参加資格に関する調査と、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

5. 処分内容：

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、最終的な処分内容は次のとおりとする。

(1) 当該選手：

第 74 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※ 規程の誤認に基づくもので、当該選手の過失が軽微であることから、「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体：

1) 公益財団法人沖縄県体育協会：文書による「注意」処分とする。

2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟：文書による「注意」処分とする。

国民体育大会における違反に対する処分に関する規程

第1章 総則

第1条 規程の対象となる違反

この規程は、国民体育大会（以下「国体」という。）において次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反（以下「参加資格違反」という。）：国体開催基準要項細則第3項に係る違反
- (2) アンチ・ドーピング規則に対する違反（以下「ドーピング規則違反」という。）：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程第2条に定める内容に係る違反

第2条 適用範囲

原則として、違反を犯した当該選手・監督等（以下、「当該者」という）・チームに対して本規程を適用する。

ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該者の所属する当該都道府県体育・スポーツ協会「以下「都道府県体協」という」及び当該中央競技団体に対して、本規程第5条、第8条、第11条に定める内容のほか、別途処分を課すことができる。

第2章 参加資格違反に関する手続き・処分内容等

第3条 参加資格違反に関する聴聞手続き等

参加資格違反に係る聴聞手続き等については、次のとおりとする。

1. 違反が判明した時点において、以下の者により編成された聴聞会を開催し、当該者及びその所属する関係機関・団体から聴聞を行う。
 - (1) 競技会開始前及び終了後
国民体育大会委員会委員長（以下、「国体委員長」という。）並びに国体委員長が指名した者（若干名）とし、議長の任は国体委員長があたるものとする。
 - (2) 競技会期間中
大会委員長（国体委員長）並びに大会委員長が指名した総務委員（若干名）とし、議長の任は大会委員長があたるものとする。
2. 聴聞会において、当該者及びその所属する関係機関・団体は、違反の疑われる事例について反論の機会が与えられる。

第4条 参加資格違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第3条に定める聴聞会からの報告を受けて、国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という。）において決定する。ただし、競技会前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第5条に基づき決定する。

第5条 参加資格違反に関する処分

1. 故意または重大な過失による違反の場合
 - (1) 競技会開始前及び期間中

- 1) 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。

また、当該者が団体競技に参加している場合、当該チームについても直ちに参加を中止させる。

- 2) 競技会開始前に違反が判明した場合は、当該ブロック内における次順位の選手またはチームが参加できることとする。3) 成績が発生している場合は、当該者・チームの順位・得点等を含む全成績（以下「成績」という。）を抹消する。

- 4) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 5) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

(2) 競技会終了後

- 1) 当該者については、国体への次回大会以降に開催される3大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国体委員会で審議の上、決定する。

- 2) 当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体については、嚴重注意以上の処分とし、処分内容については、国体委員会で審議の上、決定する。

- 3) 当該大会における当該者・チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。

2. 過失による違反の場合

当該者・チームについては、次のとおり取り扱うこととする。

また、処分内容については、当該者の所属チーム、並びに所属する都道府県体育協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国体委員会で審議の上、決定する。

(1) 競技会開始前

1) 個人競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 次順位の選手の参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手が参加できることとする。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が所属する競技・種別の選手の参加は認めないものとする。

2) 団体競技

- a. 当該者については、当該大会を含む2大会以内の参加禁止処分とする。
- b. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に参加できるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- c. 当該選手の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、参加できない場合、当該ブロック内における次順位のチームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加できることとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加は認めないものとする。

(2) 競技会期間中

1) 個人競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督が参加する競技・種別の選手の成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、当該監督が参加する競技・種別の選手の参加を直ちに中止させる。

2) 団体競技

- a. 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。
- b. 当該者の次回大会への参加については、大会終了後にその可否を審議し、決定する。
- c. 当該選手の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技会に参加できるものとする。また、その成績も認めるものとする。ただし、当該違反選手に係る代替選手の交代（変更）は認めないものとする。
- d. 違反を犯した者が監督の場合、当該競技規則の定める範囲内において参加資格を満たす者と交代することができる。交代ができる場合は、その当該監督所属チームの成績も認めるものとする。参加資格を満たす交代者がおらず、監督が不在となる場合、所属チームの参加を直ちに中止させる。

(3) 競技会終了後

当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
ただし、成績は訂正しないものとする。

第3章 ドーピング規則違反に関する手続き・処分内容等

第6条 ドーピング規則違反に関する聴聞手続き等

ドーピング規則違反に係る聴聞手続き等については、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADA 及び日本アンチ・ドーピング規律パネル（以下「規律パネル」という。）において実施される。

第7条 ドーピング規則違反に関する処分内容の決定

処分内容については、本規程第8条及び第10条に基づき、国体委員会において決定する。ただし、競技会開始前または競技会期間中において違反が判明した場合、当該者・チームの競技会への参加については、国体委員長が本規程第8条に基づき決定する。

第8条 ドーピング規則違反に関する処分

1. 当該者・チームの参加に関する処分

- (1) 当該大会及び次回大会以降の当該者・チームの参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
- (2) 上記の処分により、当該大会において次順位の選手・チームの参加が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の選手・チームが参加できることとする。

2. 成績に関する処分

規律パネルの決定に従い、当該者・チームの成績を抹消する。

なお、当該大会の他の種目等において、当該者及び当該者が構成員となっているチームの成績が発生している場合は、その処分について国体委員会において審議の上、決定する。

第9条 暫定的資格停止

A 検体によりドーピング規則違反が疑われ、その後のドーピング規則違反の有無が確定するまでの間、JADA は当該者を暫定的に参加資格停止にすることができる。

ただし、団体競技の場合、チームは当該者を除き、当該競技規則の定める範囲内において、継続して競技会に参加できるものとする。

第10条 国体以外の競技会等においてドーピング規則違反が決定した場合の取り扱い

国体以外の競技会検査及び競技会外検査においてドーピング規則違反が決定した場合の、当該者の国体への参加及び国体における成績については以下のとおり取り扱う。

1. 当該者・チームの、次回大会以降の参加の可否については、規律パネルの決定した資格停止期間に基づき国体委員会で審議の上、決定する。
2. 当該者が、規律パネルの決定した成績抹消の対象期間において国体に参加していた場合、規律パネルの決定に基づき、当該者・チームの国体における成績は抹消する。

第4章 競技順位等の取り扱い

第11条 競技順位・得点及び参加得点

1. 本規程第5条の1、第8条の2及び第10条の2に定める違反が確定し、当該者・チームの成績が抹消された場合、順位を確定することができる範囲内において順位を繰り上げ、あらためて競技順位・得点等を確定する。
2. 前項の措置により、当該都道府県からの選手・チームの競技会参加（ブロック大会を含む）が皆無となった場合、その競技における参加得点を抹消する。
3. 競技順位等を訂正する場合は、以下のとおり取り進める。
 - (1) すみやかに競技順位・得点等を確定し、公表する。
 - (2) 各競技会の順位に変更が生じた場合、順位が確定できる競技について、当該者（チーム）に賞状を授与する。
 - (3) 各競技会、男女総合及び女子総合成績の各1位から8位までの都道府県順位に変更が生じた場合、改めて表彰状を授与する。

第5章 上訴

第12条 上訴

国体委員会の最終的な処分決定に対し、当該者及び当該者の所属する機関・団体は、日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

第6章 その他

第13条 その他

1. 参加資格違反については本大会を前提として定めるが、ブロック大会において違反が判明した場合も、違反の内容及び競技会の状況等に応じ本規程の内容を適用する。
2. 参加資格違反については、違反した当該大会から1大会以上を経て違反が判明した場合、発覚した時点から起算して、本規程を適用する。
3. 本規程に定める事項以外については、別途当該都道府県体育協会及び当該中央競技団体と協議の上、国体委員会において決定する。

第14条 規程の変更

この規程は、国体委員会の議決により変更することができる。

附則

1. 本規程は、平成20年4月25日より施行する。

※ 本規程は、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則（平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂）」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定（平成19年3月7日制定）」を統合・整理したものである。このことにより、上記規則、規定は廃止する。

2. 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、平成23年12月15日一部改訂し、同日から施行する。
4. 本規程の平成23年12月15日一部改訂を受けて、当該時点における参加資格違反による国体への参加禁止処分（第5条の2）対象者については、改訂内容を遡って適用することとする（平成24年3月22日国体委員会決定）。
5. 本規程は、平成27年3月12日一部改定し、同日から施行する。
6. 本規程は、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
7. 本規程は、平成29年12月15日一部改定し、同日から施行する。
8. 本規程は、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。

国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて

公益財団法人日本スポーツ協会

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」第5条の2に定める過失による参加資格違反に係る処分内容に関し、当該者の国民体育大会（以下「国体」という。）への参加禁止期間については、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 以下に該当する場合は、1大会の参加禁止とする。

- (1) 「居住地を示す現住所」について、本会が定める「日常生活」の判断基準の要件を満たしていたものの、住所に関する届出等の必要な手続きが行われていなかった場合。
- (2) 「学校所在地」について、「通学」の実態は有していたものの、当該者の在籍する学校が国体参加資格上の要件を満たしていなかった場合。（例：通信制課程に学んでいる者が「学校所在地」を選択していた等）
- (3) その他、手続きの不備や規定の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であったと認められる場合。

2. 上記1に該当しない場合は、2大会の参加禁止とする。

3. その他

- (1) 各競技団体の定める規定に抵触したことで国体の参加資格を満たすことができなくなった場合は、当該競技団体の処分内容に準じ、参加禁止期間を決定する。
- (2) 「1大会の参加禁止」となる場合であっても、所属都道府県を移動するにあたっては「例外適用※」を受ける場合を除き2大会の間を置かなければならない。

※ 「例外適用」の対象者

- ① 新卒業者
- ② 結婚又は離婚に係る者
- ③ ふるさと選手制度を活用する者（成年種別年齢域の選手のみ）
- ④ 一家転住に係る者（少年種別年齢域の選手のみ）
- ⑤ JOC エリートアカデミーに在籍する者（少年種別年齢域の選手のみ）

附記

1. 本取り扱いは、平成24年3月22日より施行する
2. 本取り扱いは、平成28年6月17日一部改定し、同日から施行する。
3. 本取り扱いは、平成30年4月1日一部改定し、同日から施行する。

3巡目国スポに向けたロードマップ



- プロジェクト設置に向けた
- ・プロジェクトの編成、組織体制の検討
 - ・検討事項の整理
 - ・基礎調査等

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）定款第41条の規定に基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成および所管事項)

第2条 各委員会は、それぞれ下記各号に規定する事項について協議し、調査研究をする。

- (1) 総合企画委員会
当協会の総合的な事業企画、組織のあり方に関する事項。
- (2) 財務委員会
財政の確立、管理、調整など財務に関する事項。
- (3) 倫理・コンプライアンス委員会
①当協会および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスに関する事項。
②加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守および処分に関する事項。
- (4) アンチ・ドーピング委員会
アンチ・ドーピングに関する事項。
- (5) 加盟団体審査委員会
①当協会への加盟に関する事項。
②加盟団体の定期審査に関する事項。
- (6) 栄典・顕彰委員会
顕彰および褒章・叙勲などの栄典に関する事項。
- (7) ブランド戦略委員会
①ブランディングに関する事項。
②スポーツ情報システムに関する事項。
③企業協賛およびマーケティングに関する事項。
- (8) スポーツ医・科学委員会
スポーツ医・科学研究に関する事項。
- (9) 国民体育大会委員会
国民体育大会および競技力の向上に関する事項。
- (10) 国際交流委員会
国際交流および国際協力に関する事項。
- (11) 日本スポーツマスターズ委員会
日本スポーツマスターズに関する事項。
- (12) 女性スポーツ委員会
女性のスポーツ参加および活動促進に関する事項。
- (13) 指導者育成委員会
スポーツ指導者の育成および活用に関する事項。
- (14) 地域スポーツクラブ育成委員会
地域スポーツクラブの育成および活動支援に関する事項。

(委員)

第3条 各委員会の委員は、当協会の役員（理事、監事）、評議員および学識経験者から、会長が委嘱する。

- 2 各委員会の委員は、10名程度とする。なお、大会の開催等における開催県、中央競技団体等

の推薦により委員を構成する場合はこの限りではない。

- 3 委員の任期は、委嘱の日から開始し、委員長任期の範囲のうち、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、任期の満了前に退任した委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。
- 5 委員は無報酬とする。ただし、委員会に出席した委員には、当協会の役員等旅費規程に準じて旅費を支払うことができる。

(委員長)

- 第4条 各委員会には、委員長1名を置くこととし、理事または学識経験者の中から、理事会に諮って会長が委嘱する。
- 2 委員長が必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
 - 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員の過半数の出席（委任状による出席も含む）をもって成立する。
- 2 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 4 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行するにあたって、あらかじめ、委員会の決議を得なければならない。
 - 5 委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議事を決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告)

- 第6条 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行した際には、その内容について、理事会に報告しなければならない。

(議事の記録)

- 第7条 各委員会は、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

(部会等)

- 第8条 各委員会は、委員会の決議を経て、必要な部会またはプロジェクト等を設けることができる。
- 2 部会またはプロジェクト等の構成および運営等に関する必要事項は、委員会の決議を経て、別に定める。

(規程の変更)

- 第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

- 附則1 この規程は、令和元年7月17日から施行する。

令和元年・2年度 国民体育大会委員会 委員名簿

2019. 8. 29 現在

No	役職名	氏 名	本会役職等	所属団体等	検討小委員会
1	委員長	大野 敬三	常 務 理 事	千葉県スポーツ協会	○
2	副委員長	菊 幸一	学識経験者	筑波大学	○
3	副委員長	鈴木 浩二	学識経験者	日本水泳連盟	○
4	委 員	今井 純子	理 事	日本サッカー協会	
5	委 員	小野 力	理 事	神奈川県体育協会	○
6	委 員	川原 貴	評 議 員	日本臨床スポーツ医学会 スポーツ医・科学委員会委員長	○
7	委 員	坂井 利郎	評 議 員	日本テニス協会	○
8	委 員	柴田 益孝	評 議 員	岐阜県体育協会	○
9	委 員	飯坂 尚登	学識経験者	秋田県体育協会	○
10	委 員	加藤 俊文	学識経験者	全国都道府県体育・スポーツ・保健・給食主幹課長協議会 千葉県	
11	委 員	三戸 一嘉	学識経験者	埼玉県スポーツ協会	○
12	委 員	菅原 哲朗	学識経験者	キーストーン法律事務所弁護士	○
13	委 員	高橋 有紀子	学識経験者	日本バレーボール協会	
14	委 員	星野 一朗	学識経験者	日本オリンピック委員会 日本卓球協会	
15	委 員	松田 基子	学識経験者	大阪体育大学	○
16	委 員	松永 敬子	学識経験者	龍谷大学	○
17	委 員	三ヶ田 礼一	学識経験者	岩手県	○
18	委 員	森丘 保典	学識経験者	日本大学	○
19	委 員	山本 浩	学識経験者	日本陸上競技連盟	○
20	委 員	石田 奈緒子	開 催 県	茨城県国体・障害者スポーツ大会局	
21	委 員	根本 聡	開 催 県	茨城県体育協会	
22	委 員	谷地村 克久	開 催 県	青森県教育庁スポーツ健康課	
23	委 員	米山 隆	開 催 県	富山県総合政策局スポーツ振興課	
24	委 員	中堂蘭 哲郎	開 催 県	鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局	
25	委 員	坂口 純弘	開 催 県	鹿児島県体育協会	
26	委 員	桑山 幸久	開 催 県	愛知県スポーツ局スポーツ課	
27	委 員	市岡 美咲	開 催 県	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課	
28	委 員	辻 日出夫	開 催 県	三重県国体・全国障害者スポーツ大会局	
29	委 員	村木 輝行	開 催 県	三重県体育協会	
30	委 員	石松 英昭	開 催 県	栃木県国体・全国障害者スポーツ大会局	
31	委 員	小祝 章二	開 催 県	栃木県体育協会	
32	オブザーバー	川田 耕二		スポーツ庁競技スポーツ課	○

国民体育大会競技運営部会 名簿(令和元年・2年度)

2019/8/29

	競技等	氏 名
1	部会長(国体委員長)	大野 敬三
2	部会員(国体副委員長)	菊 幸一
3	部会員(国体副委員長)	鈴木 浩二

部会員(国体実施競技団体)

	競技等	氏 名
1	陸上競技	大嶋 康弘
2	水泳	高橋 聖一
3	サッカー	植田 昌利
4	スキー	若月 等
5	テニス	野崎 拓哉
6	ボート	山本 伊知郎
7	ホッケー	杉原 治
8	ボクシング	小山田 裕二
9	バレーボール	小泉 芳孝
10	体操	佐久間 裕司
11	バスケットボール	庄司 義明
12	スケート	畠山 睦夫
13	レスリング	末柄 勝
14	セーリング	森 信和
15	ウエイトリフティング	舟喜 信生
16	ハンドボール	高野 修
17	自転車競技	高橋 博
18	ソフトテニス	安藤 正美
19	卓球	金崎 正久
20	軟式野球	宗像 豊巳
21	相撲	對馬 英人
22	馬術	藤熊 昇
23	フェンシング	末松 英司
24	柔道	西田 孝宏
25	ソフトボール	高橋 清生

	競技等	氏 名
26	バドミントン	丹藤 勇一
27	弓道	田口 大祐
28	ライフル射撃	鍵山 博
29	剣道	網代 忠宏
30	ラグビーフットボール	岸川 剛之
31	スポーツクライミング	西原 斗司男
32	カヌー	山口 徹正
33	アーチェリー	後藤 明男
34	空手道	日下 修次
35	アイスホッケー	大越 孝彌
36	銃剣道	衛藤 敬輔
37	クレー射撃	丸石 博
38	なぎなた	中段 亜由美
39	ボウリング	佐藤 直亮
40	ゴルフ	山中 博史
41	トライアスロン	山倉 和彦
42	綱引	東 敏昭
43	ゲートボール	鈴木 哲治
44	武術太極拳	前東 篤子
45	パワーリフティング	保富 泰人
46	グラウンド・ゴルフ	東野 眞理子
47	高等学校野球	竹中 雅彦
48	バウンドテニス	田中 徹
49	エアロビック	川口 雅三

令和元・2年度 国民体育大会委員会医事部会 名簿

2019/8/29

		氏名	所属先等
1	部会長	川原 貴	日本臨床スポーツ医学会/スポーツ医・科学委員会委員長
2	部会員	石山 修盟	日本体育大学
3	〃	金岡 恒治	早稲田大学
4	〃	岸川 剛之	日本ラグビーフットボール協会
5	〃	菅原 哲朗	キーストーン法律事務所
6	〃	鈴木 浩二	日本水泳連盟
7	〃	高峰 修	明治大学
8	〃	谷 諭	東京慈恵会医科大学脳神経外科
9	〃	種村 閑	茨城県薬剤師会
10	〃	能瀬 さやか	東京大学医学部附属病院女性診療科・産科
11	〃	向井 直樹	筑波大学
12	〃	山澤 文裕	丸紅健康開発センター

2019-2020年度 競技者育成部会 名簿

2019/8/29

役職名	氏 名	区分	所属等
部会長	柴 田 益 孝	評議員	岐阜県体育協会
部会員	川 原 貴	評議員	日本臨床スポーツ医学会/スポーツ医・科学専門委員会委員長
〃	伊 藤 雅 充	学識経験者	日本体育大学
〃	岡 井 理 香	〃	広島大学
〃	塚 田 美 和 子	〃	岩手県文化スポーツ部 スポーツ振興課
〃	中 平 稔 人	〃	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ振興課
〃	平 松 竜 司	〃	東京大学
〃	森 丘 保 典	〃	日本大学
〃	横 田 匡 俊	〃	日本体育大学
オブザーバー	川 田 耕 二	-	スポーツ庁 競技スポーツ課

※敬称略。区分内で名前の50音順。

第4期実施競技選定ワーキンググループ 委員名簿

2019.08.29現在

No.	役職	氏名	所属等
1	座長	菊 幸一	国民体育大会委員会副委員長／筑波大学
2	委員	松永 敬子	国民体育大会委員会委員／龍谷大学
3	委員	大橋 卓生	学識経験者／弁護士（虎ノ門協同法律事務所）
4	委員	横田 匡俊	学識経験者／日本体育大学
5	委員	山口 理恵子	学識経験者／城西大学
6	委員	笠野 英弘	学識経験者／山梨学院大学
7	委員	小野 力	県体協／(公財)神奈川県体育協会 専務理事
8	委員	黒川 雅司	県体協／(公財)三重県体育協会 次長兼スポーツ推進課長
9	委員	三戸 一嘉	県体協／(公財)埼玉県体育協会 顧問
10	委員	大嶋 康弘	NF／(公財)日本陸上競技連盟 事業部長兼新規事業室長
11	委員	鈴木 宏	NF／(公財)日本テニス協会 事務局長
12	委員	岸川 剛之	NF／(公財)日本ラグビーフットボール協会 国体専門部長
13	委員	田口 大祐	NF／(公財)全日本弓道連盟 評議員
14	委員	濱野 勉	NF／(公財)日本スケート連盟 理事

【オブザーバー】

1	オブザーバー	大野 敬三	国民体育大会委員会委員長
2	オブザーバー	鈴木 浩二	国民体育大会委員会副委員長／(公財)日本水泳連盟 常務理事
3	オブザーバー	川田 耕二	スポーツ庁 競技スポーツ課 課長補佐

日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018 実施状況の検証・評価

資料No14-1

【3方針】

誰も、誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出
多様：スポーツ享受の多様化の促進
連携：スポーツを核にした連携・協働の促進

【進捗評価基準】

S:当初の計画を超える進展がある。
A:当初の計画に沿って概ね順調に進展している。
B:当初の計画より遅れている。
C:当初の計画より大幅に遅れており、目標の変更を検討する必要がある。
D:未着手である。
完了:作業完了

【2022年度の目標に対する達成度評価基準】

5:はるかに上回っている(120%以上)
4:達成している(100%以上120%未満)
3:やや下回っている(80%以上100%未満)
2:下回っている(60%以上80%未満)
1:かなり下回っている(60%未満)
ー:未着手のため評価なし

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規 継続	所管委員会	2018年度の取組 ・達成状況・課題	2019年度の取組	2020年度以降の取組予定	進捗評価				達成度評価			
											2018年		2019年		2018年		2019年	
											上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
				1. スポーツ推進事業の展開 ○イベント事業														
				(1)国民体育大会の充実・活性化と大会を通じた競技力の向上														
				1)「国体ムーブメント」の積極的な展開														
1				①国民体育大会(以下「国体」という。)に関連する諸事業を通して、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」で示した「21世紀の国体の目指す方向性(コンセプト)」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント」を積極的に展開する。	誰も	継続	国民体育大会委員会	・実施規模等検討ワーキンググループ等を通じ、実施競技団体等と協力して「国体ムーブメント」を展開しているが、開催県との連携は今後の課題である。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)選定ワーキンググループ等にて、国体の目指す方向性等を検討する。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)を選定し、国体の目指す方向性を示す。	B	B	-	-	2	3	-	-
2				②中央競技団体と連携して、国体開催地において、国体開催前後に各競技の全国規模の大会を開催する等、開催県等の実情に応じた取組を推進し、国体会場となる施設の有効利用を目指す。	ー	継続	国民体育大会委員会	・競技運営部会において、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について協力を依頼した。	・中央競技団体に対して取組状況を調査する。 ・引き続き、各会議において、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について、協力を依頼する。	・中央競技団体に対する取組状況を調査・集計し、引き続き、中央競技団体に対し、国体会場となる施設の有効利用について、協力を依頼する。	B	B	-	-	1	1	-	-
3				③加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材が育成されるよう支援する。	ー	継続	国民体育大会委員会	・加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について、情報収集の方法等を検討したが、実施には至らなかった。	・加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化策について情報を収集するとともに、具体的な支援策を検討する。	・同左	C	C	-	-	1	1	-	-
4				2)各競技会の実施規模等の適正化														
				競技会の充実・活性化を図るため、少年種別(ジュニア世代)の充実、女子種別の充実、選手兼任監督の解消、各競技参加人数の適正化、参加県数の適正化の観点から、各競技会の実施規模(参加人数等)について検討し、実施規模等の適正化を図る。	誰も	継続	・国民体育大会委員会 ・女性スポーツ委員会	・実施規模等検討ワーキンググループにて、中央競技団体に意向調査を実施するなど、実施規模等の適正化を図るため実態把握を行い、課題のある競技団体と個別の調整を行った。	・実施規模等検討ワーキンググループでの検討課題について、第4期実施競技選定ワーキンググループで取り組む。	・第4期実施競技(2027～2030年に開催される大会の実施競技)の選定により、実施規模の適正化を図る。	A	A	-	-	2	2	-	-
5				3)広報活動およびマーケティング活動の展開														
				①スポーツ基本法の改正に準じた大会名称変更(本会案：国民スポーツ大会)への対応に伴い、大会の認知度が90%となるよう周知を図る。	誰も	継続	国民体育大会委員会	・スポーツ基本法の改正に基づき新たな大会名称が決定した際は、当協会各種広報物等で周知しているが、開催県と連携は今後の課題である。 ・大会の認知度調査を行う。	・前年度の認知度調査の分析を行う。 ・調査結果を活用して、当協会各種広報物等で大会を周知するとともに、開催県と連携して認知度向上に取り組む。	・同左	B	B	-	-	1	2	-	-
6				②SNS等を活用した積極的な情報発信、トップアスリート等によるPRイベントの開催を検討する等、広報活動の一層の充実を図ることにより、大会ブランド価値の向上を目指す。	ー	継続	・国民体育大会委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行った。 ・国体専用ウェブサイト(＃国体fan)および当協会ホームページの情報を充実させ、大会のPRを図った。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・SNSを活用した国体のPRを、前年度に引き続き行うこととしていたが、当協会公式SNS開設を受け、2019年度以降に当該アカウントからPRしていくこととした。 ・国体fanの既存コンテンツの階層やアイコンを整理することにより、より必要な情報を入手しやすいページに改善した。	【国民体育大会委員会】 ・本大会開催前に有名アスリート等が出席する大会記者発表を開催し、大会のPRを行う。 ・SNS(FB、Twitter)を活用し、大会情報の拡散を図る。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・国体の認知度を上げたり、国体への興味・関心を誘発したりすることに繋がるようSNSを有効活用する。(頻度) ・国体のインターネット配信の仕組みを構築する取り組みと連動し、国体fanのコンテンツ内容や見せ方、誘引施策についても検討する。	【国民体育大会委員会】 ・同左	A	A	-	-	1	1	-	-
7				③国体協賛制度の充実、放映権の有効活用等、マーケティング活動を積極的に展開することにより、協賛金収入等が2017年度比増となることを目指す。	連携	継続	・国民体育大会委員会 ・総合企画委員会(財務部会) ・広報・スポーツ情報専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・放映権の活用について検討し、現行の放映権の課題を整理した。 【財務部会／広報・スポーツ情報専門委員会】 ・国体に対する協賛金が増となるよう、現行制度における協賛メリットの検討やスポンサー獲得・継続のため働きかけを行った結果、期中に＋αとして1社と次年度国体協賛新規契約を取り交わしたことに加え、事業ブランド価値向上を目的に、国体インターネット配信に関心を持つ事業者と開催県を交え具体的な展開に向けた協議を行った。	【国民体育大会委員会】 ・現行の放映権の在り方を見直す。 【財務部会／広報・スポーツ情報専門委員会】 ・放映権の整理、インターネット配信の活用を図り、国体の高価値化を進めるとともに、都道府県、市町村の権利を整理し、協賛メリットが意識出来る制度を整える。	【国民体育大会委員会】 ・同左 【財務部会／広報・スポーツ情報専門委員会】 ・認知度、ブランド価値の向上を図ることで、協賛社の国体に対するロイヤリティを高め、既存協賛社の継続はもとより新規の協賛社を増やし協賛金収入等を前年度比増とする。	B	B	-	-	1	2	-	-
8				④ユニフォーム規程を改定し、ユニフォーム協賛を導入することにより、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)等関係機関・団体における財源確保に貢献する。	連携	継続	・国民体育大会委員会 ・総合企画委員会(財務部会)	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の導入に向け、ユニフォーム規程の改定に向けた協議を当協会内で行ったが、国体協賛制度との調整において課題が残っている。 【財務部会】 ・現在の協賛制度と照らし合わせユニフォーム協賛について国体委員会にて検討する。	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム規程を改定し、ユニフォーム協賛の導入を目指す。 【財務部会】 ・新たな企業協賛制度の確立において課題として検討する。	【国民体育大会委員会】 ・ユニフォーム協賛の活用を促進する。	B	C	-	-	1	1	-	-

No.	大	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会	2018年度の取組 ・達成状況・課題	2019年度の取組	2020年度以降の取組予定	進捗評価				達成度評価			
										2018年		2019年		2018年		2019年	
										上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
9		4)	冬季大会の安定的な開催に向けた取り組み														
			①日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)に対し「競技会開催支援事業」および「スポーツ施設等整備事業」の各助成事業の継続実施および拡充に向けた要請を行う等、開催県の経費負担軽減に取り組む。	－	継続	国民体育大会委員会	・JSCに対して、toto助成事業の充実・拡充について、個別の事業についての要望は行ったが、助成制度の改定には至らなかった。	・JSCに対してtoto助成事業の充実・拡充を要請するとともに、他の財源確保に努める。	・同左	B	C	－	－	1	1	－	－
10			②冬季競技会を開催可能な施設を有している都道府県の協力を得て、開催県のローテーション化の確立を図る等、安定的な開催(開催5年前までに開催依頼、3年前までに開催地が決定する状態)に向けて取り組む。	－	継続	国民体育大会委員会	・第77回以降の冬季大会開催地について、スケート・アイスホッケー競技会の開催地が決定したが、スキー競技会および第78回以降の開催地については、決定には至っていない。	・引き続き、開催可能都道府県と調整し、第77回大会の開催地決定を目指す。	・開催3年前までの開催地決定を目指す。	B	C	－	－	1	1	－	－
11		5)	大会運営に係る開催地の負担軽減														
			①国体協賛企業の拡充を図るとともに、本大会参加都道府県および正式競技実施団体の負担金等の導入について検討することにより、ブロック大会、本大会開催県の負担軽減を図る。	連携	継続	・国民体育大会委員会 ・総合企画委員会(財務部会)	・放映権料等、新たな財源について検討したが、具体的な財源確保に至らなかった。	・放映権料等、新たな財源確保について検討する。 ・開催県の負担軽減策を検討するとともに、必要に応じて中央競技団体と調整を行う。	・同左	C	C	－	－	1	1	－	－
12			②開催県の要望を踏まえ、県外開催を含めた既存施設の活用、施設基準の見直し等、大会運営の簡素・効率化に取り組む。	－	継続	国民体育大会委員会	・個々の事業について、開催県と連携し対応した。	・具体的な対応策を検討し中央競技団体と調整を図るとともに、加盟団体に対して意向調査を行う。	・同左	B	B	－	－	1	2	－	－
13		6)	3巡目の開催に向むけた国体の在り方についての検討														
			国体が2034年(予定)に3巡目開催を迎えるにあたり、2022年までにプロジェクトを設置し、情報収集と大会の在り方の見直しを行うことにより、国体の継続的、安定的な開催を実現する。	－	新規	国民体育大会委員会	・プロジェクト設置に向け、今後、国体委員会等において意見交換を行った。	・プロジェクト設置に向けたワーキンググループを立ち上げる。	・ワーキンググループにおいて検討を行う。	B	A	－	－	1	3	－	－
14		7)	ドーピング検査の実施														
			国体においてドーピング検査を実施することにより、国体に参加する選手、指導者、スタッフおよびジュニア世代の競技者に対するアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動を推進し、国内のアンチ・ドーピング活動の拡充に資することを目指す。	－	新規	・国民体育大会委員会 ・アンチ・ドーピング委員会	【国民体育大会委員会】 ・大会においてドーピング検査を実施し、各競技会場でアンチ・ドーピング活動を実施することにより、参加者に対してドーピングに対する意識啓発を行った。 【アンチ・ドーピング委員会】 ・まずは委員会内で、国内外におけるアンチ・ドーピング活動について、検証的な意見交換と情報共有を図った。	【国民体育大会委員会】 ・日本スポーツフェアネス機構、日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング検査を実施するとともに、参加者への啓発を図る。 【アンチ・ドーピング委員会】 ・国内外の動向と、国体の現状を分析しながら、今後のJSPD内におけるアンチ・ドーピング政策を検討する。	【国民体育大会委員会】 ・同左	A	A	－	－	3	3	－	－
15		8)	アスリートの発掘・育成・強化														
			都道府県体協や中央競技団体等が行う将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を、スポーツ庁、JOC、日本パラリンピック委員会、JSC等と連携・協力して支援し、国体を通じたジュニアアスリートの競技力の向上を図るとともに、障がいの有無に依らず、全てのジュニアアスリートに自分の可能性に挑戦する機会を提供する。	誰も	新規	国民体育大会委員会	・JSC委託事業である「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」において、2期生となるオリンピック競技6競技、パラリンピック競技5競技のタレントを発掘するため、全国に募集をかけ、エントリー(第1ステージ)から測定会(第2ステージ)の実施を経て、58名が拠点県会館(第3ステージ)に進出した。 *第1ステージのエントリー数:1,628名(オリ:1,496名 パラ:132名)◎目標達成率54.3% ・昨年発掘した1期生においては、10月末をもって検証が終了し、49名中12名が競技団体の強化・育成コースに選出された。*NFバスウェイ対象者12名◎目標達成率100%	・2018年度に実施した本事業の検証結果を踏まえ、2019年度から第3ステージ(検証)の実施主体を都道府県体育・スポーツ協会から中央競技団体に変更する。このことにより、会館トレーニング等の効果を高め、より高レベルな指導体制を構築する。	・「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」を継続実施することにより、オリンピック競技、パラリンピック競技のタレントを発掘する。	A	A	－	－	2	2	－	－
16		9)	その他														
			国体参加申込システムを改修し、公認スポーツ指導者管理システムとの連携を図る等により、都道府県競技団体の国体に向けた諸活動を支援する。	連携	新規	・国民体育大会委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・国体参加申込システムを改修に取り組み、予定通りのスケジュールで進捗した。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・新システムの仕様を他事業にも活用できる基本構想の下作成し、構築業者を選定した。新システムの基幹部分については情報システム担当部門が主体的に関わっている。	【国民体育大会委員会／広報・スポーツ情報専門委員会】 ・引き続き国体参加申込システム改修を行う。	【国民体育大会委員会】 ・改修後国体参加申込システムを安定的に稼働させる。	A	A	－	－	3	3	－	－
		ソフトインフラ事業															
82		(1)	「ささえる」スポーツの推進														
			⑤全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟等の学校関係団体と連携し、協力体制の確立を図ることで、それぞれが主催する総合スポーツ大会の安定的開催、学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等における公認スポーツ指導者資格取得の促進、学校運動部活動における公認スポーツ指導者の活用、体罰等の不適切な指導の根絶等、持続可能な学校運動部活動の実現を図る。	連携	継続	・倫理委員会 ・国民体育大会委員会 ・指導者育成専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・ジュニアアスリート育成連絡会議を開催し、それぞれの主催大会に関して情報共有し、主催大会の開催スケジュール等を調整した。 【指導者育成専門委員会】 No.79、80で対応 【倫理委員会】 ・加盟団体事務局長会議において、暴力相談窓口の提携弁護士により、「暴力相談への対応」をテーマに講義を行い、加盟団体の対応力向上を図った。 ・加盟団体を対象に、インテグリティに関する研修会を実施し、スポーツ団体としての社会的責任や倫理観について再度周知し、自覚を促した。 ・第一東京弁護士会総合法律研究所スポーツ法研究部会による研修会を加盟団体担当者等に周知し、研修の機会を提供した。なお、スポーツ関係者150名以上の参加が得られた。	【国民体育大会委員会】 ・同左 【指導者育成専門委員会】 ・同左 【倫理委員会】 ・加盟団体事務局長会議において、暴力相談窓口の提携弁護士により、暴力相談窓口に寄せられた暴力行為等の内容紹介や、その処分事例等を周知し、暴力行為等の根絶に寄与する。 ・スポーツ団体における暴力行為等への適切な対応方法等について、事例を取りまとめ、参考資料とする。	【国民体育大会委員会】 ・同左	A	A	－	－	2	2	－	－

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会	2018年度取組 ・達成状況・課題	2019年度取組	2020年度以降取組予定	進捗評価				達成度評価			
											2018年		2019年		2018年		2019年	
											上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
				(5)スポーツ医・科学研究の推進														
				4)本会加盟団体等との連携による研究プロジェクトの推進														
110				③日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、日本薬剤師会、都道府県協会および中央競技団体や教育機関と連携し、アンチ・ドーピングに関する教育プログラムを推進するとともに、都道府県協会における教育・啓発の支援等を継続的に行う。	連携	継続	・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会	【アンチ・ドーピング委員会】 ・まずは委員会内で、国内外におけるアンチ・ドーピング活動について、検証的な意見交換と情報共有を図った。 【国民体育大会委員会】 ・JADAと連携し、国体競技会場において実施するアウトリーチプログラムを通じて、教育・啓発を行った。 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・国体選手、ジュニア選手、指導者、ドクターなどの関係者に対しアンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を行った。	【アンチ・ドーピング委員会】 ・国内外の動向と、国体の現状を分析しながら、今後のJSPPO内におけるアンチ・ドーピング政策を検討する。 【国民体育大会委員会】 ・同左 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・国体選手、ジュニア選手、指導者、ドクターなどの関係者に対しアンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を行う。	【国民体育大会委員会】 ・同左 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・同左	A	A	-	-	3	3	-	-
111				④中央競技団体、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）およびスポーツ安全協会等と連携し、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況に関する実態調査を行い、競技種目別の予防プログラムの作成や、効果検証、情報提供等を継続的に行う。	連携	継続	・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・国体傷害補償制度を通じて、傷害発生の実態を把握した。 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・スポーツ現場における事故事例とそれ以外の統計データの統合や、他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムの作成に向けた議論を開始した。	【国民体育大会委員会】 ・国体傷害補償制度を通じて、傷害発生の実態を把握する。 ・同左 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・スポーツ現場における事故事例とそれ以外の統計データの統合や、他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムの作成に向けたプロジェクト研究の設置に向けた議論を開始する。	【国民体育大会委員会】 ・同左 【スポーツ医・科学専門委員会】 ・スポーツ現場における事故事例とそれ以外の統計データの統合や、他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムの作成に関するプロジェクト研究の設置を検討する。	B	B	-	-	1	2	-	-
				(6)スポーツ情報システムの整備・拡充														
				1)事業毎に区分けされた情報の一元化														
116				本会が保有し、事業毎（公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、競技者エントリー履歴）に分けて管理している情報を一元化し、本会のステークホルダーに関する情報を統合するとともに、これらの情報を情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を整え、情報の確度が高く使いやすいシステムの構築を目指す。	連携	継続	・国民体育大会委員会 ・日本スポーツ少年団 ・日本スポーツマスターズ委員会 ・指導者育成専門委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・今後の情報システムの一元化を見据えて、国体参加申込システムの改修に取り組んだ。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・2016年度に作成した当協会統合システムの将来像に沿って、以下のシステム構築に着手した。 ・各事業の情報を統合したDB（SHDB）構築（2019年11月完成予定） ・国体参加申込システムの改修作業（2019年11月完成予定） ・システム統合を見据えての少年団登録システムの要件定義（2019年3月完了） 【指導者育成専門委員会】 ・システムの構築に向け関連部署との協議を行った。	【国民体育大会委員会】 ・同左 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・2018年度に行った要件定義を踏まえ、SHDBと関連したシステム少年団登録システムの構築に着手する。 【指導者育成専門委員会】 ・システムの構築に向け協力する。	【国民体育大会委員会】 ・改修後のシステム（新システム）を安定的に運用させる。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・着手済みのシステムに加え、さらに1事業以上のシステム構築を検討する。 ・SHDBを活用したスポーツの価値向上、JSPPOブランドの向上策を検討する。 【指導者育成専門委員会】 ・同左	S	S	-	-	2	2	-	-

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会	2018年度の取組 ・達成状況・課題	2019年度の取組	2020年度以降の取組予定	進捗評価				達成度評価				
											2018年		2019年		2018年		2019年		
											上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
				2. 日本スポーツ協会組織・体制の充実・強化															
				(2)外部組織・団体との連携の促進															
				1)民間スポーツ関係団体との連携の促進															
				①JOC、日本障がい者スポーツ協会との連携を促進することにより、スポーツ未実施者からトップアスリートまで、誰もが安全に、安心して各々の志向に合わせてスポーツが実施できる環境の整備を図る。				【国民体育大会委員会】 ・JSC委託事業として「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」を実施し、2期生となるオリンピック競技6競技・種目、パラリンピック競技5競技のタレントを発掘するため、全国に募集をかけ、エントリー（第1ステージ）から測定会（第2ステージ）の実施を経て、58名が拠点県合宿（第3ステージ）に進出した。 *第1ステージのエントリー数：1,628名（オリ：1,496名 バラ：132名）◎目標達成率54.3% ・昨年発掘した1期生においては、10月末をもって検証が終了し、49名中12名が競技団体の強化・育成コースに選出された。*NFバスウェイ対象者12名◎目標達成率100% 【指導者育成専門委員会】 ・平昌オリンピックにおける日本選手団監督・チームスタッフの資格保有率を調査した。 ・公認スポーツ指導者制度の改定において、JOCが主催するナショナルコーチアカデミーと共通科目カリキュラムの接続に向けた協議を行った。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・当協会が保有する日本スポーツの歴史を伝える貴重な書籍、資料等について、オリンピック関連の書籍・資料等についてはJOCと保存資料の内容を確認し整理を行った。 【地域スポーツクラブ育成専門委員会】 ・日本障がい者スポーツ協会と連携し、ブロック別クラブネットワークアクションにおいて、障がい者スポーツに関する共通プログラムを実施した。 ・総合型クラブメールマガジン7月号・11月号において、障がい者スポーツに取り組むクラブの事例を紹介した。 ・Sport Japan39号連載「スポーツの楽しさはユニバーサル!」において、障がい者スポーツに取り組むクラブの事例を紹介した。 【企画部会】 ・日本障がい者スポーツ協会が主催するジャパンスポーツフェスタにJOCとともに共催し障がい者スポーツの理解促進に協力した。 【加盟・栄典部会】 ・ミスノスポーツメントール賞に障がい者スポーツの指導者も候補者として推薦できるように、ミスノスポーツ振興財団および日本障がい者スポーツ協会と連携を図った。 ・JOC、日本障がい者スポーツ協会と連携の上、国により制定される「スポーツ団体ガバナンスコード」への適合性審査の具体的な仕組みについて検討を開始した。 【倫理委員会】 ・日本ボクシング連盟の問題に対応するため、JOCと合同チームを設置し、連携して対応した。 ・加盟団体からの求めに応じ、指導者の暴力行為やガバナンス問題について第三者委員会の設置等の助言を行った。 ・加盟団体を対象に、日本障がい者スポーツ協会、中体連、高体連とともに、インテグリティに関する研修会を実施し、スポーツ団体としての社会的責任や倫理観について再度周知する予定としていたが、不祥事が相次いだことから、加盟団体を対象に、インテグリティに関する研修会を実施し、スポーツ団体としての社会的責任や倫理観について再度周知し、自覚を促した。 ・第一東京弁護士会総合法律研究所スポーツ法研究部会による研修会を加盟団体担当者等に周知し、研修の機会を提供した。なお、スポーツ関係者150名以上の参加が得られた。	【国民体育大会委員会】 ・「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」を実施することにより、オリンピック競技、パラリンピック競技のタレントを発掘する。 【指導者育成専門委員会】 ・オリンピック競技大会で活躍する監督・コーチで、資格保有者の活動紹介をホームページや総合情報誌「Sport Japan」にて行う。 ・公認スポーツ指導者資格の保有がJOCナショナルコーチアカデミーの参加条件となるよう協議を継続的に進める。 【広報・スポーツ情報専門委員会】 ・前年度からの取組を引き続き実施し今年度中に完了するように努める。 【企画部会】 ・前年度実績を踏まえて日本障がい者スポーツ協会、JOCとの連携策を検討し、実行する。 【地域スポーツクラブ育成専門委員会】 ・前年度実績を踏まえて、総合型クラブメールマガジンにおいて障がい者スポーツに取り組むクラブの事例を紹介する。 【加盟・栄典部会】 ・前年に引き続き対応する。 ・前年度の検討内容を踏まえて「適合性審査」の制度設計を進め、一部加盟団体を対象とした試行実施を行う。 ・「スポーツ団体ガバナンスコード」を踏まえて改定した諸規程に基づきを改定し、加盟団体の自主的な活動を促す。 【倫理委員会】 ・加盟団体事務局長会議において、暴力相談窓口の提携弁護士により、暴力相談窓口に寄せられた暴力行為等の内容紹介や、その処分事例等を周知し、暴力行為等の根絶に寄与する。 ・スポーツ団体における暴力行為等への適切な対応方法等について、事例を取りまとめ、参考資料とする。	【企画部会】 ・前年に引き続き対応する。 【加盟・栄典部会】 ・前年に引き続き対応する。 【地域スポーツクラブ育成専門委員会】 ・前年度からの取組を充実・拡大させる。 【指導者育成専門委員会】 ・同左	C	A	-	-	1	1	-	-	
161					誰も	新規	すべての委員会等												
				②JADA、日本スポーツ仲裁機構等との連携を促進することにより、スポーツ・インテグリティを守り、高める機運を一層醸成し、フェアプレー精神の浸透を図る。			・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会	【国民体育大会委員会】 ・JADA、日本スポーツ仲裁機構と連携し、加盟団体に対して、アンチ・ドーピングおよびスポーツ仲裁に関する情報提供を行った。 【アンチ・ドーピング委員会】 ・まずは委員会内で、国内外におけるアンチ・ドーピング活動について、検証的な意見交換と情報共有を図った。	【国民体育大会委員会】 ・日本スポーツフェアネス推進機構、JADA、日本スポーツ仲裁機構と連携し、加盟団体に対して、アンチ・ドーピングおよびスポーツ仲裁に関する情報提供を行った。 【アンチ・ドーピング委員会】 ・国内外の動向と、団体の現状を分析しながら、今後のJSPO内におけるアンチ・ドーピング政策を検討する。	【国民体育大会委員会】 ・同左	A	A	-	-	1	1	-	-	
162					連携	新規													

**「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」に係る
進捗状況および今後の取組みについて**

2019 年 8 月 29 日 令和元年度第 2 回国体委員会

IV. 国体の充実・活性化に向けた取組み

1. 具体的な取組みの内容

項目	工程等		
	2013 年度 第 1 回国体委員会決定	進捗状況と今後の予定	
		進捗状況 (2019.8 現在)	今後の予定
(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開	都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と協力して随時対応（検討小委員会等で協議）	●随時対応	●左記の内容にて継続対応を行う。
(2) 少年種別（ジュニア世代）の充実			
① 少年種別の参加人数及び参加県数の増	「(3) 各競技会の実施規模等の見直し」で対応	—	—
② 少年種別の年齢区分の見直し	中央競技団体に対し 2013 年度に実施する中学 3 年生の参加拡充に関する調査とあわせて、中学 2 年生以下の参加拡充に関する調査を実施 → 検討小委員会で協議 → 拡充を希望する中央競技団体へのヒアリングを実施 → 都道府県体協などの関係機関・団体等への意見聴取を実施 → 全日本中学校長会や日本中学校体育連盟等と協議 → 国体委員会で協議	●第 74 回大会からのバスケットボール、水泳（水球/女子）、体操（トランポリン）の導入を含め、中 3 参加可能競技は、21 競技 28 種目。 ●実施規模等検討 WG において、2018 年 6～7 月に、中央競技団体に対し、中 3（中 2 以下）導入希望の調査を実施。	●中 3 導入希望の中央競技団体と個別協議を行う。
③ 中体連・高体連等との連絡会議の開催	2013 年度中に 2 回開催 第 1 回：7 月～8 月 第 2 回：11 月～12 月	●毎年、定例的に連絡会議を開催。 ●大会開催スケジュール、冬季大会開催地選定、参加負担金改定、指導者の体罰問題等を協議。	●年 2～3 回程度の連絡会議を継続開催し、諸課題について議論を行う。

項目	工程等		
	2013 年度 第 1 回国体委員会決定	進捗状況と今後の予定	
		進捗状況 (2019.8 現在)	今後の予定
(3) 各競技会の実施規模等の見直し			
① 少年種別（ジュニア世代）の充実	役員改選後 WG を編成・設置 → 7 月以降、2013 年度中に WG を 2 回～3 回開催し、2011 年 8 月作成のシミュレーションを精査の上、見直し案を作成 → 2013 年度中に中央競技団体へのヒアリングを実施 → WG を開催し、見直し案を再調整（その後も随時調整） → 都道府県体協や開催県などの関係機関・団体等への意見聴取を実施 → 国体委員会で協議	●2018 年 6～7 月に中央競技団体に対し、調査を実施。 ●アーチェリーの少年種別の拡充（第 71 回大会から）。 ●柔道の少年種別、女子種別の拡充（第 72 回大会から）。 ●カヌーの女子種別の拡充（第 72 回大会から）。 ●バスケットボール、水球の中 3 導入（第 74 回大会から）。 ●弓道の専任監督配置（第 70 回大会から）。	●調査結果に基づき個々に協議・調整。
② 女子種別の充実			
③ 専任監督の配置			
④ 各競技参加人数の見直し			
⑤ 参加県数の見直し			
(4) 冬季大会の活性化	開催地のローテーション化の確立を含めた安定的な開催に向けた各種の取組みを継続	●大会の開催地については開催可能県に対して個々に交渉。 ●第 77 回大会(スケート、アイスホッケー)まで開催地決定。	●第 77 回大会(スキー)以降の開催地が未定であり、その開催地選定を行うとともに、左記の内容（ローテーション化）について検討する。

2. 引き続き検討が必要な事項 ※2016（平成28）年度を目途に検討結果をまとめる事項

項目	工程等		
	2013 年度 第 1 回国体委員会決定	進捗状況と今後の予定	
		進捗状況 (2019.8 現在)	今後の予定
(1) 表彰制度	役員改選後 WG を編成・設置 → 10 月以降、2013 年度中に WG を 2 回程度開催し、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討 → 必要に応じて都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等への意見聴取を実施	進捗なし	当面の間は現行通りとする。
(2) 大会名称	必要に応じて都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等への意見聴取を実施	●2017 年 6 月 23 日の評議員会において名称変更の方針を決定。 ●2018 年 6 月に「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、新名称が「国民スポーツ大会」に決定。 ●2023 年に開催する第 78 回大会から新名称に変更。	●新名称「国民スポーツ大会」、略称「国スポ」、英語表記「JAPAN GAMES」の周知を図る。
(3) 大会開催経費の負担軽減等			
参加負担金の増額	検討小委員会で金額や導入大会について協議 → 都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等への意見聴取を実施	●第 73 回冬季大会（2018 年）からの増額改定済（少年種別 2,000 円、その他 4,000 円）。	
ゼッケンスポンサーの導入	キャンペーン課と事務局案（導入可能競技、方法等）を確認・調整 → 中央競技団体と調整 → 「国体パートナー」（協賛企業）と調整 → 都道府県体協や開催県などの関係機関・団体等と調整	●2016 年度第 5 回国体委員会にて導入決定。 ●2017 年度第 1 回国体委員会にて「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」を改定。 ●スキー競技会においてゼッケンスポンサー実施。	●協賛企業の獲得

項目		工程等		
		2013 年度 第 1 回国体委員会決定	進捗状況と今後の予定	
			進捗状況 (2019.8 現在)	今後の予定
	競技別ユニフォーム の広告制度の導入	キャンペーン課と広告制度の内容 を確認・調整 →「国体パートナー」(協賛企業) と調整 → 都道府県体協や中央競技団 体、開催県などの関係機関・ 団体等への意見聴取を実施	●2017 年 8 月 25 日「ユ ニフォーム規程」を制 定。	●ユニフォーム広 告制度の導入につ いて協議を行う。
(4) その他				
	ブロック区分の見直 し(北海道ブロック の取扱い)※	検討小委員会で協議 → 北海道と協議 → 都道府県体協や中央競技団 体、などの関係機関・団体等 への意見聴取を実施	●検討小委員会にて議 論。	●見直しに向けた 継続協議を行う。
	その他	適宜、検討小委員会等で協議		

●東京オリンピックに向けた取組み

「国民体育大会における 2020 年 オリンピック対策・実行計画」	●2015 年度にプロジェクトを立ち上げ、関係機関・団体等の 意見聴取を基に、2016 年 5 月の国体委員会にて協議し、同 6 月の理事会にて策定。 ●第 71 回大会から 6 競技 6 種目の導入開始。 ●第 72 回大会、第 73 回大会において 7 競技 7 種目を実施。 ●第 74～第 77 回大会において全 8 競技 9 種目を導入。 ●本実行計画終了後(第 78 回大会以降)の対象競技(種目・ 種別)の参加規模については、2019 年 6 月の国体委員会にて 決定。
--------------------------------------	---

21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

平成 25(2013)年 3 月 13 日

国民体育大会委員会

21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

目次

はじめに	1
I. これまでの国体改革の取組み	2
1. 改革の内容	2
(1) 新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～	2
(2) 国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子	2
(3) 国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言	2
2. 達成状況と課題	3
(1) 大会の充実・活性化	3
(2) 大会運営の簡素・効率化	6
II. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向	8
1. 社会情勢の変化	8
(1) 急激な人口減社会と地域インフラ・コストの上昇	8
(2) グローバル課題の進展	8
2. スポーツ界の動向	9
(1) 「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の策定	9
(2) 「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定	10
(3) 「スポーツ宣言日本 ～21 世紀におけるスポーツの使命～」の公表	11
(4) 東日本大震災からの復興に向けたスポーツ界の取組み	12
III. 21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～	14
1. 21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）	14
(1) 国体を通じた地域の活性化 ～「元気な日本社会」の創造～	14
(2) 国体を通じたスポーツ文化の浸透 ～スポーツとともにある社会の実現～	15
(3) 国体を通じたアスリートの発掘・育成・強化 ～地域から世界へ～	15
2. 目的・性格	16
3. 大会の位置付け	16
4. 実施方法	17
IV. 国体の充実・活性化に向けた取組み	19
1. 具体的な取組みの内容	19
(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開	19
(2) 少年種別（ジュニア世代）の充実	20
(3) 各競技会の実施規模等の見直し	21
(4) 冬季大会の活性化	23
2. 引き続き検討が必要な事項	23
(1) 表彰制度	24
(2) 大会名称	24
(3) 大会開催経費の負担軽減等	24
(4) その他	24
3. 取組みの方法等	24
【別紙】 1. 「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」対応状況	
2. 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」対応状況	
3. 「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」対応状況	

はじめに

国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）では、国民体育大会（以下「国体」という。）の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、平成 15(2003)年 3 月に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」を策定した以後も、平成 19(2007)年 3 月に「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」、平成 19(2007)年 3 月には「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」等を取りまとめ、鋭意、具体的な課題に対応した改革に取り組んできた。

これまでの改革の取組みが一定の成果をあげている一方、いまだ様々な課題が山積しており、平成 20(2008)年度第 5 回理事会において、「国体については、全般的な検証が必要である」旨、指摘された。また、「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」策定から平成 24(2012)年で 10 年が経過することから、その間に出現あるいは指摘された様々な課題に対応するとともに、今後の国体の一層の活性化を目指した抜本的な改革案を検討するため、平成 22(2010)年度第 1 回国体委員会において「国体活性化プロジェクト」を編成し取り組むこととなった。

「国体活性化プロジェクト」では、それまでの「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」の公布・施行及び「スポーツ基本計画」の策定や、日本体育協会（以下「日体協」という。）と日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が創立 100 周年にあわせて発表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」(以下「スポーツ宣言日本」という。)、さらに、日体協がこれまでのスポーツ振興方策を見直し、「21 世紀の国民スポーツ推進方策―スポーツ推進 2013―」の策定を行うなどの新たなスポーツ界の動向に加え、国内外における社会情勢の変化を踏まえつつ、「国体の意義と価値を社会に一層アピールすること」や「アスリートにとって一層魅力ある競技会とする」ための改善・充実策について、平成 22(2010)年度から計 24 回にわたり、検討・協議が重ねられた。

平成 24(2012)年 6 月には、「国体活性化プロジェクト」において検討・協議した内容をまとめた「国体活性化プロジェクト・中間報告」を公表し、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体協」という。）や国体実施中央競技団体（以下「中央競技団体」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）などの関係機関・団体等から幅広い意見を聴取した。

各方面からの意見を踏まえ、「国体活性化プロジェクト」でさらに検討・協議を重ね、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置きつつ、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」を踏まえた新たな国体像として「21 世紀の国体像～ 国体ムーブメントの推進 ～」を取りまとめたものである。

今後、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と一層の連携を図り、「21 世紀の国体像」の実現に向け、「国体ムーブメント」を推進するための諸事業に積極的に取り組んでいく所存であり、関係機関・団体等の一層のご支援・ご協力をお願いする次第である。

I. これまでの国体改革の取組み

1. 改革の内容

(1) 新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～

平成 10(1998)年 8 月、長期にわたる経済の停滞により自治体の財政状況が厳しさを増す中で、国体の開催予定(当時)7 県から、「国体の簡素・効率化に関する要望書」が提出された。これを受け国体委員会では、各加盟団体をはじめとする関係機関・団体等に対し、「今後の国体の簡素化に関する基本的方向」について周知徹底を図るとともに、その改善内容に基づき、国体開催基準要項の改訂を進めた。

このような状況を踏まえ、国体委員会では、国体の諸問題に対する抜本的な見直しや改善を図るため、平成 13(2001)年 1 月に「国体改革案策定プロジェクト」を編成した。平成 15(2003)年 3 月には、「国体改革案策定プロジェクト」や国体委員会での検討、中央競技団体へのヒアリング結果などを取りまとめ、「国民体育大会ふるさと選手制度」の制定やドーピング検査の導入、中学 3 年生の参加競技の拡充など「大会の充実・活性化」と、夏季大会・秋季大会の一本化や大会規模の適正化など「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」(以下「国体改革 2003」という。)を策定した。【具体的な内容と対応状況は「別紙 1」参照】

(2) 国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子

国体委員会では、「国体改革 2003」において公約した「概ね 5 年ごとの見直し」を行うため、平成 15(2003)年 12 月に「国民体育大会の今後のあり方プロジェクト」を編成した。

「国体改革 2003」が打ち出した「国内最大・最高の総合競技大会」、「都道府県対抗方式」及び「毎年開催」を検討の基本的な姿勢として、その時点で想定される課題を含めた検討を重ね、平成 19(2007)年 3 月に「実施競技の分類(正式競技、公開競技等)」、「正式競技の実施形態の整理(毎年・隔年開催)」及び「女子種別の拡充」などを軸とした「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」(以下「プロジェクト提言骨子」という。)をまとめた。

【具体的な内容と対応状況は「別紙 2」参照】

(3) 国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言

国体委員会では、特に平成 15(2003)年頃から冬季大会の開催地選定が非常に困難となっていた状況などの諸課題に対応するとともに、その開催のあり方や方向性を明示するため、平成 17(2005)年 12 月に「冬季大会対応プロジェクト」を編成した。

「冬季大会対応プロジェクト」において検討を重ね、平成 19(2007)年 3 月には、冬季大会の開催地選定に関する方向性と「国体改革 2003」への対応を中心とした「国民体育大会冬季大会のあり方に関する提言」(以下「冬季大会あり方提言」という。)をまとめた。

さらに、この「冬季大会あり方提言」を受けて設置された「冬季大会をめぐる諸課題への対応策検討プロジェクト」において検討を重ね、平成 21(2009)年 3 月には、「国民体育大会冬季大会開催地の円滑な選定に向けた取り組み状況について」を取りまとめた。【具体的な内容と対応状況は「別紙 3」参照】

2. 達成状況と課題

ここでは、「国体改革 2003」で示した「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした改革の視点を踏まえ、その具現化に向けて提言された「プロジェクト提言骨子」及び「冬季大会あり方提言」等で示された各事項に対して、文部科学省及び都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と連携を図り、改善・充実に向けた取組みを行った事項について、主な取組みとその達成状況を確認し、今後の課題について明らかにする。

(1) 大会の充実・活性化

① 参加資格の見直し（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

「国体改革 2003」及び「プロジェクト提言骨子」において提言された各競技の参加制限等の撤廃や外国籍アスリートの参加資格の見直しに取り組んだほか、以下の見直し等を行った。これらの取組みについては一定の成果を上げているが、今後も、トップアスリートの参加をより一層促すための取組みを推進するとともに、時代の変化に対応するため、関係機関・団体等の意見を踏まえつつ、適宜、参加基準等の見直しを行う必要がある。

a. 「国民体育大会ふるさと選手制度」

都道府県の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るとともに、国民の国体への関心を高める観点から、平成 16(2004)年に「国民体育大会ふるさと選手制度」を制定し、成年種別選手については、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県から参加することができることとした[平成 17(2005)年の第 60 回大会から実施]。

平成 23(2011)年に同制度を改訂し、日本国籍を有する者及び永住者については、日本における滞在期間に関わらず、同制度を活用できるものとした[平成 23(2011)年の第 66 回本大会(山口県)から実施]。

b. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

JOC エリートアカデミーに在籍又は修了したアスリートが参加する際の所属都道府県について、同アカデミーの所在地に集中することが懸念され、競技力が不均衡となる恐れが生じた。そのため、競技力の均衡化を図る観点から、平成 21(2009)年に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を制定し、卒業あるいは同アカデミー入校前に在籍した小学校の所在地を選択することができることとした[平成 22(2010)年の第 65 回冬季大会(北海道)から実施]。

c. 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」

トップアスリートの参加を促進するとともに、国民の国体への関心を高める観点から、平成 23(2011)年に「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」を制定し、オリンピック競技大会の参加選手等のトップアスリートについては、国体の予選会を免除するとともに、所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合の日数要件を定めないこととした[平成 24(2012)年の第 67 回本大会(岐阜県)から実施]。

今後も、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等と連携し、トップアスリートの参加をより一層促すための取組みを推進する必要がある。

d. 監督への日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付け

都道府県における日体協公認スポーツ指導者資格保有者の活用やアスリートの育成・強化体制の充実等に寄与するため、平成 25(2013)年の第 68 回冬季大会(東京都・秋田県)から、監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けを全正式競技に適用した。

なお、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目については、当該選手やチームの競技会におけるパフォーマンスへの影響が懸念されることから、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等と連携し、専任監督の配置を促す必要がある。

② 女子種別の拡充（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

女性アスリートのさらなる発掘・育成・強化を図るため、各都道府県における当該競技の普及状況（女性アスリートの競技者数等）などを確認しつつ、女子種別の拡充を希望する中央競技団体と継続的に協議を実施した。

その結果、国体が都道府県対抗を基本とすることに鑑み、各都道府県における当該競技の普及状況が不十分なことなどから、新たな採用には至らなかった。

今後も、中央競技団体をはじめとする関係機関・団体等に対し、女性アスリートのさらなる発掘・育成を促進するよう働きかけていく必要がある。

③ 中学 3 年生の参加競技の拡充（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

ジュニアアスリートにおける近年の競技力向上に鑑みるとともに、より一層の発掘・育成・強化の促進に寄与するため、文部科学省、中央競技団体及び日本中学校体育連盟等と連携して、平成 25(2013)年の第 68 回本大会(東京都)までに中学 3 年生の参加競技を 19 競技・23 種目に拡充し、少年種別の充実を図ってきた。

今後も、ジュニアアスリートの発掘・育成・強化を図る観点から、「少年種別（ジュニア世代）の充実」をより一層促進していく必要があり、競技レベルや安全面等を考慮した上で、中央競技団体等との調整を進めていく必要がある。

④ ドーピング検査の導入（「国体改革 2003」）

アスリートの健康管理体制の充実を図ることや、国内最高の総合スポーツ大会としての国体の意義と価値をフェアプレーの観点からさらに高めるため、平成 15(2003)年の第 58 回夏季大会(静岡県)からドーピング検査を導入するとともに、国体選手を中心としたドーピング防止教育啓発活動を積極的に展開した。

今後も、日本アンチ・ドーピング機構をはじめとする開催県や都道府県体協、中央競技団体等と連携し、ドーピング防止活動（ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動）の積極的な展開に取り組む必要がある。

⑤ スポーツボランティアの育成（「国体改革 2003」）

国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高めるため、開催県において、国体の開催を契機としたスポーツボランティアの募集と活用等の取り組みが行われた。しかし、スポーツボランティアの組織化については、十分な成果を上げることができず、全国的な登録制度の確立までには至らなかった。

今後、「支える」スポーツの取り組みを推進させる観点から、開催県を中心としたスポーツボランティア組織の確立と活動の推進等について、開催県をはじめとする関係機関・団体等と連携し、継続して検討する必要がある。

⑥ 実施競技の見直し（「プロジェクト提言骨子」）

「プロジェクト提言骨子」を受け、平成 19(2007)年 6 月に「国民体育大会実施競技並びに大会規模検討プロジェクト」を設置し、「国体改革 2003」及び「プロジェクト提言骨子」に示された国体のあるべき方向性を考慮しつつ、実施競技に関する課題を中心に検討を重ねた。

新たな競技に国体の門戸を開くなどの観点を踏まえた上で、平成 20(2008)年 3 月に、競技の実施形態並びに実施競技選定に係る考え方をとりまとめ、平成 20(2008)年 8 月には、新たな実施競技の分類（正式競技、公開競技、特別競技、デモンストレーションスポーツ）と正式競技の実施形態及び実施競技の採用に関する基準を定め、4 大会ごとに実施競技を見直すこととした。

この基準に基づき、第 1 期の実施競技選定として、日体協加盟・準加盟競技団体の競技を対象に選定作業を行い、平成 20(2008)年 11 月に選定結果を公表した。この選定において、トライアスロン競技が正式競技としての基準を満たすものと評価されたことから、第 1 期実施競技選定の導入時期にあわせて、新たに正式競技として採用することとした。その後、国体開催予定県等と調整した結果、第 70 回大会〔平成 27(2015)年〕～第 73 回大会〔平成 30(2018)年〕を第 1 期実施競技選定の導入時期として決定した。

第 2 期【第 74 回大会〔平成 31(2019)年〕～第 77 回大会〔平成 34(2022)年〕】の実施競技選定については、平成 23(2011)年 6 月にワーキンググループを設置し、第 1 期と同様に選定作業を行い、平成 24(2012)年に選定結果を公表した。この選定では、正式競技としての基準を新たに満たすものと評価された競技はなかった。

今後の実施競技選定においても、社会情勢及びスポーツ界の動向に対応しつつ、適切に選定作業を行うこととする。

⑦ 大会名の検討（「プロジェクト提言骨子」）

平成 20(2008)年に「スポーツ振興法」の改正を見据えた対応の一環として、日体協加盟団体・準加盟団体を対象に「日本体育協会」及び「国民体育大会」の名称の変更に関する調査を実施した。

その結果、都道府県体協では半数以上が「時期尚早である」、競技団体では半数以上が「賛成である」との結果であったため、結論を得るまでには至らなかった。

大会名称の変更については、「日本体育協会」の名称変更と連動して検討することが求められることから、引き続き、社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、各加盟団体をはじめとする関係機関・団体等と十分協議し、変更の必要性を含め検討していく必要がある。

⑧ 広報・マーケティング活動の展開（「プロジェクト提言骨子」）

国体の意義と価値を国民に広く周知するため、開催県において新聞をはじめとする各種メディアを活用した PR 活動を日体協のキャンペーン活動の一環として実施しているほか、各大会のマスコットキャラクター等を活用した広報活動を積極的に展開している。さらに、日体協及び開催県による大会前の記者発表の実施やホームページに選手団のコメントを掲載するなどの取組みを行った。

なお、競技日程の編成や競技運営方法等の見直し、観戦ツアーの企画等については、具体的な検討を行うまでに至らなかった。

また、PR 活動の一環として提案されている前年開催県から当該年開催県への「炬火

リレー」については、開催県の意向や実施に伴う人的・経費的な負担を考慮し、具体的な検討を行うまでに至らなかったものの、第 67 回大会(岐阜県)では開催県の企画による開催県内の「炬火リレー」が実施された。

今後、トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みる」スポーツの対象として、国体のブランド的な価値を高揚するために、広報・マーケティング活動のより一層の充実及びメディアの活用など、開催県のみならず全国的な取組みについて検討する必要がある。

(2) 大会運営の簡素・効率化

① 夏季大会・秋季大会開催の一本化（「国体改革 2003」）

競技施設の有効活用、トップアスリートの参加促進、参加者の宿舎等の確保、交通・輸送体制の緩和及び実施競技の好適時期への配慮などを考慮して、平成 18(2006)年の第 61 回大会(兵庫県)から、夏季大会と秋季大会を一本化して実施した。

このことにより、夏季大会及び秋季大会のそれぞれにおいて実施していた開・閉会式が各 1 回となったことや、会期を 11 日間としたことにより、施設の有効活用（例：前半テニス、後半ソフトテニス）が可能となったため、開催県の経費等の負担軽減につながった。

② 冬季大会開催のあり方（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」・「冬季大会あり方提言」）

冬季大会参加選手のコンディション調整への配慮から、平成 22(2010)年の第 65 回冬季大会(北海道)以降、冬季大会の開・閉会式を廃止し、本大会の総合開・閉会式と一本化した。また、冬季大会の円滑な開催地選定に向けた取組みとして、第 65 回冬季大会(北海道)をスタートとする冬季大会開催地のローテーション化の確立に向けて、順次、開催地の決定を行いつつ、冬季競技開催可能施設を有する都道府県との調整を継続して行っている。

冬季大会の開催県に対する開催経費等の助成については、日体協からの交付金を増額するとともに中央競技団体交付金を導入したほか、スポーツ振興くじ（toto）助成事業の助成対象事業として、平成 20(2008)年度から開催支援事業が、また平成 23(2011)年度から競技会場整備事業が新たに認められた。

さらに、日体協と開催県が連携・協力のもと、競技会ごとに実施する協賛制度を平成 20(2008)年の第 63 回冬季大会(長野県)から導入・実施した。

以上の取組みにより、冬季大会開催県の経費負担の軽減に寄与するなど、安定的な大会開催の一助となったが、開催地のローテーション化の確立については、今後も冬季競技開催可能施設を有する都道府県の意見を踏まえつつ、継続して検討する必要がある。

③ 大会規模の適正化（「国体改革 2003」）

大会運営の簡素・効率化を促進するため、平成 20(2008)年の第 63 回大会(大分県)までに、全正式競技（40 競技）で 4,625 名（平均約 15%）の参加総数の削減を実施した。

一方で、全正式競技において画一的に削減したことにより、当該中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目が生じ、

選手の安全確保等への影響が懸念されている。また、トーナメント戦により競技会を実施する競技において、参加県数を 16 県未満とする競技が増加し、組合せによっては 1 試合も戦うことなく 8 位以内が確定し、競技得点を獲得できる状況となっている。

今後、それらの課題を解消するため、当該中央競技団体の意向や都道府県体協、開催県などの関係機関・団体等の意見等を踏まえ、各競技会の実施規模等（参加人数及び参加県数等）を見直す必要がある。

④ 施設の弾力的運用（「国体改革 2003」・「プロジェクト提言骨子」）

開催県の開催経費の削減及び競技施設の有効活用を促進するため、平成 12 年(2000)度に、国体開催基準要項及び同細則に施設の弾力的運用・近接県の競技施設の活用に関する内容を明記するとともに、開催県の意向を踏まえ、適宜、中央競技団体等と既存施設の活用を第一義とした協議を行い、施設の弾力的運用と近接県の競技施設の活用に取り組んでいる。

今後、開催経費の削減と競技施設の有効活用の観点から、開催県等の意向を踏まえつつ、中央競技団体等の協力を得て柔軟に対応する必要がある。

さらに、国体開催後の利用も視野に入れた競技施設のガイドライン等の策定について、その必要性も含め検討する必要がある。

⑤ 企業協賛制度の導入（「国体改革 2003」）

開催県の開催経費の負担軽減のため、冬季大会においては、前述の「②冬季大会開催のあり方」のとおり、日体協と開催県が連携・協力のもとで実施する協賛制度を第 63 回大会から導入した。

本大会では、日体協と開催県がそれぞれ独自の協賛活動を行っていたが、協賛活動をより一層充実するとともに、獲得した協賛金を開催県の開催経費の一助とするため、平成 22(2010)年に「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」を制定し、第 69 回本大会（長崎県）から、日体協と開催県が共同で実施する協賛制度を導入することとなった。

この協賛制度に基づき、第 69 回本大会（長崎県）以降、開催経費の負担軽減の観点から、開催県とより一層連携を図りながら、協賛活動を拡充させていく必要がある。

⑥ 大会の開催時期（「プロジェクト提言骨子」）

競技会場等への観客の動員をより一層促進し、大会の盛り上げを図る観点から、本大会の開催期間を 11 日間から 9 日間に変更（土曜日に開会式、日曜日に閉会式を実施）することについては、開催県における競技施設及び宿泊施設の状況等を踏まえ、当面の間、現行の 11 日間で開催することとした。

一部競技を会期前に実施することについては、「大会の充実・活性化」の観点から、水泳競技について、日本水泳連盟の競技者育成スケジュール等を考慮し、平成 21(2009)年の第 64 回大会（新潟県）以降、9 月中旬までに実施することとした。

また、水泳競技以外の一部競技についても、「大会運営の簡素・効率化」あるいは「大会の充実・活性化」の観点から、各開催県の施設整備状況や各競技における国内外の競技会の開催日程等を考慮しつつ、開催県や中央競技団体等の意向を踏まえた上で、会期前の実施とすることで柔軟に対応した。

今後、開催県や中央競技団体等の意向を踏まえた柔軟な対応を継続する必要がある。

Ⅱ. 国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向

1. 社会情勢の変化

(1) 急激な人口減社会と地域インフラ・コストの上昇

現在、我が国では、人口減少を前提とした社会構造への転換が求められており、人口減少と高齢化、それに伴う社会保障のあり方などについて、長期的な視点にたった様々な議論がなされている。

例えば、平成 23(2011)年 2 月に国土審議会政策部会・長期展望委員会が公表した「国土の長期展望・中間とりまとめ」では、2050 年の地域別の人口動向の推計をもとに、急激な人口減少に伴う高齢化や過疎化が地域コミュニティや当該地域の住民生活に及ぼす影響について、検討を深めていくことの必要性を指摘している。

また、これまでの国民の生活を支えてきた道路、上下水道、鉄道等々の国土基盤ストック（大きな地理的スケールや国民的・国家的視点から考えるべき社会基盤の蓄え）を今後とも同様に維持・更新していこうとする場合、「地方圏を中心に人口が少ない県において将来 1 人当たりの維持管理・更新費が大きくなる」と指摘している。

【これからの国体に求められる視点】

国体と国土基盤ストックの関係については、国体を都道府県持回り・都道府県対抗方式で毎年開催することによって、開催県を中心にスポーツ施設をはじめとした地域インフラが整備・充実されるとともに、各都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実などに寄与してきたことは紛れもない事実である。その一方で、開催する都道府県からは、施設整備や大会運営に関わる人的・財政的負担について、過剰な準備や運営に対して配慮（軽減）するように要望があり、一層の簡素・効率化を図ってきたところである。

今後、国体の開催基盤である地方の過疎化とその社会生活の基盤である地域インフラ・コストのますますの上昇が予測されるなかで、これまで以上に地域のハード・ソフト両面にわたる社会的基盤の充実や活性化に寄与する国体のあり方が、より一層求められることになる。

したがって、これからの国体は、開催県や各都道府県におけるスポーツ推進の取組みを通して、地域の住民、行政、企業等が一体となって自ら考え、主体的に地域づくりを促進するとともに、地域コミュニティの再生や経済活動を活性化することにより、国土基盤ストックの維持・更新に伴う財政的・精神的な負担感を軽減する、新たな地域づくりへ導いていくことなどが求められる。

(2) グローバル課題の進展

国連人口基金（UNFPA）が平成 23(2011)年 10 月に発表した「世界人口白書 2011」では、同年 10 月 31 日に世界の人口が 70 億人に到達するとの予測を踏まえ、「（世界人口が 70 億人に到達することは）成果と挫折と矛盾に満ちている」として、世界人口が増加する一方で女性が産む平均の子ども数は減っていることや、人口の若年化とその後の高齢化を指摘するとともに、貧しい国々における出生率の高さと裕福な国々の出生率の低さが経済や社会、さらには地球環境に及ぼす影響に警鐘を鳴らしている。

今後、世界各地で進む急速な都市化と人口構造上の不均衡、気候変動やその他の環境問題、経済金融問題など、地球（グローバル）規模の課題解決が求められている。

【これからの国体に求められる視点】

我が国の地域（ローカル）が抱える課題は、国家（ナショナル）を超え、地球（グローバル）規模においても課題となっており、前述の人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するような国体のあり方が問われることになる。

したがって、これからの国体は、世界に先んじて少子・高齢化や地方の過疎化などの課題を抱えている我が国において、スポーツ推進の取組みを通して、地域の活性化や心身ともに健全で幅広い視野を有した若者の育成を図ることなどにより、今後の地球規模におけるグローバルな課題解決への実践例を提示することなどが求められる。

2. スポーツ界の動向

(1) 「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の策定

日体協では、平成 13(2001)年 1 月に「21 世紀の国民スポーツ振興方策」（以下「スポーツ振興 2001」という。）を策定し、日体協を中心とする国民スポーツ振興の現状と課題並びに 21 世紀の国民スポーツ振興の方向性を示すとともに、推進すべき振興方策について明らかにした。

「スポーツ振興 2001」では、日体協が 21 世紀の国民スポーツ振興を図るにあたっての基本的理念について、「国民の一人ひとりが、豊かで活力のある『生活／暮らし』を目指し、生涯を通じたライフステージにおいて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという社会、いわゆる『生涯スポーツ社会』を実現していく」ことが掲げられた。

国体については、戦後の我が国スポーツ振興の基盤を形成するとともに、競技力の向上をはじめ、国民スポーツの充実・発展に大きな貢献をしてきたことに言及する一方で、21 世紀の国体の意義、役割など、時代に即応した大会の性格やあり方を検討するとともに、簡素・効率化の視点に立った大会の準備・運営全般の改革・改善に向けた幅広い取組みや、ジュニアアスリートからトップアスリートを含む幅広い層を対象とする大会として充実・活性化を図っていく取組みを推進する必要性が指摘された。その上で、今後、我が国最大の総合スポーツ大会として、より魅力ある国体へと発展させていくための方策として、国体運営の簡素化・効率化とともに、トップアスリートの参加促進や秋季大会実施競技の夏季大会への移行の促進、総合得点算出方法の見直しなどを中心とした改善・充実を図っていくことが提言された。

平成 20(2008)年 3 月には、「21 世紀の国民スポーツ振興方策—スポーツ振興 2008—」（以下「スポーツ振興 2008」という。）が策定され、「スポーツ振興 2001」で提起された方策等の達成状況の確認と評価を行い、課題を明らかにした上で、今後推進すべき振興方策について整理された。

「スポーツ振興 2008」では、豊かで活力ある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じて自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできる「生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、「国民の過半数が、週 1 回以上の継続的なスポーツ活動を実施している状況」や「地域スポーツクラブへの加入率が概ね 30% 程度」といった「生涯スポーツ社会」のイメージ像を掲げつつ、「する」、「みる」、「支える」スポーツを三本の柱とする国民スポーツ振興の視点が提示された。

国体については、「国民体育大会の改善・充実」として、国体の再構築を推進していく

ために、「国体改革 2003」において示された「新しい国民体育大会の方向性」の基本方針及び各種プロジェクトの提言等を踏まえ、実施競技の見直しや国体開催地の財政負担の軽減（マーケティング活動の推進）などを中心とした改善・充実を図っていくことが提言された。

現在、日体協では「スポーツ振興 2008」以降の、「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定や日体協と JOC の創立 100 周年記念シンポジウムにおいて採択された「スポーツ宣言日本」などのスポーツを取り巻く様々な動向に適切に対応するとともに、「スポーツ振興 2008」において示された概ね 5 年後の全体的な評価と見直しを行うため、方策の見直しが行われており、「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」（以下「スポーツ推進 2013」という。）として策定されることとなっている。

「スポーツ推進 2013」では、日体協が 21 世紀に達成すべき「スポーツ宣言日本」の 3 つのグローバル課題を念頭におき、概ね一世紀（100 年）を見据えた国民スポーツ推進の方向性を示した上で、今後 10 年を見据えた国民スポーツ推進の基本理念を提示している。

その基本理念は、これまでのスポーツ振興方策における「生涯スポーツ社会の実現」という理念を包含し、さらに一步進めた理念として、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」を掲げている。

この基本理念を踏まえたこれからの国体は、アスリートの発掘・育成・強化や都道府県のスポーツ施設の整備及び競技団体等スポーツ組織・体制の充実など、これまで、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしてきたことに加えて、アスリートをはじめとするスポーツに関わる自立・自律した人々の育成や、国体の開催を契機とした地域（ローカル）の主体的かつ自治的なスポーツ実践の促進に向けた取組み等の推進を通して、「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことが求められている。

(2) 「スポーツ基本法」の公布・施行と「スポーツ基本計画」の策定

昭和 36(1961)年に制定された「スポーツ振興法」を全面的に改正し、平成 23(2011)年 6 月に公布、同年 8 月から施行された「スポーツ基本法」では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と位置付けるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることが謳われている。

さらに、国体に関しては、条文において次のように位置付けられている（一部省略）。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 （省略）

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

また、平成 24(2012)年 3 月には、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策に関して、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための具体的な指針として位置付けられる「スポーツ基本計画」が策定された。

国体に関しては、次のような位置付けがなされている（一部省略）。

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

③今後の具体的施策展開（抜粋）

国、公益財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県は、将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、国民体育大会を開催する。

このように「スポーツ基本計画」では、アジアをはじめ世界各国における近年の顕著な競技力の向上に対応して、国体には、我が国のジュニア世代からの計画的な発掘・育成とアスリートのより一層の競技力向上を図ることが期待されている。

したがって、国、日体協及び開催県は、競技会としての国体のより一層の充実・活性化を促進し、国体の社会的な意義や価値の向上への取り組みが求められている。

(3) 「スポーツ宣言日本 ～21 世紀におけるスポーツの使命～」の公表

平成 23 (2011) 年 7 月に開催された日体協と JOC の創立 100 周年記念シンポジウムにおいて採択された「スポーツ宣言日本」では、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を、スポーツと関わりの深い 3 つのグローバルな課題に集約するとともに、「スポーツの 21 世紀的価値」として次のように宣言した。

① スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21 世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。【「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与】

② スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21 世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。【「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与】

③ スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21 世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。【「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与】

①「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与

この課題は、身近なスポーツ環境と日常生活圏域における人々の公正で福祉豊かな地域生活の創造を目指すものであり、これまで日体協をはじめとするスポーツ界が目指してきた「生涯スポーツ社会の実現」という国民スポーツ振興の基本理念にも通じるものである。しかしながら、例えば今後確実な人口減少社会が予測される我が国は、すでに欧米先進諸国が経験してきたように、人種や思想、信条等が異なる多様な人々が集い、身近な地域での暮らしが多様な住民によって構成される新たな課題への対応を求められることが想定される。

都道府県対抗を基盤とする国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるアスリートをはじめとするスポーツ指導者やスポーツ団体関係者、スポーツボランティアなどのスポーツに関わる全ての人々（以下「スポーツ関係者」という。）の育成やスポーツ環境（施設や組織等）の整備等の取組みを通して、「遍（あまね）く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努める」ことを念頭においた開催が求められている。

②「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与

この課題は、地球的環境の整備と持続可能な生活の維持・発展を念頭に置いた環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造を目指すものである。近年の科学技術の発展に伴う「テクノロジーの急速な発達」は、過剰なエネルギー消費をもたらし地球環境を破壊している。また、「高度に情報化する現代社会」では、イメージーションやシミュレーションの世界がもたらす仮想空間のなかで、生身の身体の喜びや痛みから乖離した欲望が無限に肥大化している。

都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実等に寄与してきた国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成やスポーツ環境（施設や組織等）の整備等の取組みを通して、「身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導く」ことを念頭においた開催が求められている。

③「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

この課題は、フェアプレーの精神に基づく生活を通して平和と友好に満ちた世界を築くことを目指すものである。20 世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれたが、その前提は明確な境界に基づく国と国同士との敵対関係にあった。しかし、21 世紀は多様な価値が交錯する複雑な世界のなかで、従来の境界を前提としない紛争やテロリズムが横行する社会となっている。

各都道府県を代表するトップアスリートが集う最高の大会を目指してきた国体は、国体に伴う開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成や各種交流事業の実施等の取組みを通して、「多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」ことを念頭においた開催が求められている。

(4) 東日本大震災からの復興に向けたスポーツ界の取組み

平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災に伴う未曾有の大災害に際し、スポーツに携わる者一人ひとりの思いが、国内外、そしてプロ・アマの垣根を超えたスポーツを通じた支援の輪へと広がり、スポーツの「力」が再認識される機会となった。

国体では、各大会において「東日本大震災復興支援」の冠名称と「たちあがれ！東北 がんばろう！日本」等の合言葉を掲げるほか、被災者を対象とした参加資格の特例措置を設けるなど、大震災からの復興に向けた各種の支援に取り組んでいる。

特に、平成 28(2016)年の第 71 回大会の開催を予定している岩手県では、国体を「復興のシンボル」となる大会として位置付け、開催に向けた準備が行われている。

さらに日体協では、被災地の公認スポーツ指導者や日本スポーツ少年団の登録料を免除するなど、各種事業において支援に取り組んでいるほか、JOC、日本サッカー協会、日本トップリーグ連携機構との共催による「スポーツこころのプロジェクト（スポーツ笑顔の教室）」等の事業を展開している。「スポーツ笑顔の教室」では、被災地の小学校へアスリートを派遣することで、被災した子どもたちに、スポーツを通して「笑顔」と「将来に向けた希望」を取り戻してもらえようという取り組みを行っている。

このようなスポーツによる支援の取り組みを通して、大震災からの復興はもとより、人と人との絆を培い、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにすることが期待されている。

なかでも国体については、大震災からの復興に向けたスポーツの「力」を発揮するイベントとして、大きな役割を果たすことが求められている。

Ⅲ. 21 世紀の国体像 ～ 国体ムーブメントの推進 ～

国体委員会では、国内外における社会情勢の変化や新たなスポーツ界の動向への対応に加え、「国体の意義と価値を社会に一層アピールすることや「アスリートにとって一層魅力ある競技会とする」ため、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置くとともに、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」を踏まえ、各方面からの幅広い意見を聴取しつつ検討・協議を重ね、新たに「21 世紀の国体像」をとりまとめた。

これからの国体は、関係機関・団体等が連携し、開催県や各都道府県における国体の開催を中心とする「国体ムーブメント」の積極的な推進を通して「21 世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」等を具現化し、実践することによって、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

なお、「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

1. 21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に、とりわけ青少年に勇気と希望を与えようとして始まった国体は、開催を契機としてスポーツ施設が整備・充実されるとともに、都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実などに寄与してきた。その後、経済の長期的低迷や行・財政改革による緊縮財政化が加速する中で、開催県における国体開催に伴うスポーツ施設の整備のあり方や経費・運営面での負担をいかに軽減していくかが、国体全体における大きな課題となった。

このような課題に対応するため、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした「国体改革 2003」を策定し、各種の改革に取り組んできたが、前述のとおり、国体を取り巻く社会情勢が大きく変化してきていることやスポーツ界における様々な動向に適切に対応する必要性が生じた。

このことから、日体協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置き、「スポーツ宣言日本」において 21 世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として示された、スポーツに関わりの深い 3 つのグローバル課題を踏まえ、次の 3 点を国体の新たなコンセプト「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」として定め、今後の改革に取り組む。

- (1) 国体を通じた **地域の活性化** ～ 「元氣な日本社会」の創造 ～
- (2) 国体を通じた **スポーツ文化の浸透** ～ スポーツとともにある社会の実現 ～
- (3) 国体を通じた **アスリートの発掘・育成・強化** ～ 地域から世界へ ～

(1) 国体を通じた 地域の活性化 ～ 「元氣な日本社会」の創造 ～

国体は、地域のスポーツ振興の取組みに支えられているとともに、これまで、地域のスポーツ振興において重要な役割を果たしてきた。

このことから、これからも「スポーツが公的な存在として認知され、誰もが容易にスポーツに参加できる環境が整い、スポーツを核とした新しい地域社会（コミュニティ）が構

築されている状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『『公正で福祉豊かな地域生活』の創造への寄与』に向け、「共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」ことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成・活用やスポーツ環境(施設や組織等)の整備などの「国体ムーブメント」の推進を通して、「人と人との絆を培う」とともに、スポーツ施設をはじめとする地域インフラの充実を図ることなどによって、地域コミュニティの再生や経済活動の活性化といった「地域の活性化」を促進し、「元気な日本社会」の創造に寄与することを目指す。

(2) 国体を通した スポーツ文化の浸透 ～ スポーツとともにある社会の実現 ～

国体は、これまで、多世代による都道府県対抗の総合スポーツ大会として、多くの関係機関・団体や関係者の支援と協力により開催されてきた。

このことから、これからも「スポーツの本質的な意義や価値を個々人が理解し、ライフステージに応じた『生きがい』や『幸福』を追究する多様なスポーツライフスタイルを形成している状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造への寄与』に向け、競技会への参加(「する」「みる」「支える」)等の「素朴な身体的経験」を通して、人間に内在する環境や他者への共感の能力を育むことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県の各地域におけるスポーツ関係者の育成・活用や地球環境を意識したスポーツ環境(施設や組織等)の整備などの「国体ムーブメント」の推進を通して、自発的なスポーツ文化への「多様なかかわり方」を提供するとともに、人間の身体にとってやさしい自然＝環境を求める生活(ライフスタイル)の基盤形成に努めることなどによって、このような「スポーツ文化の浸透」を促進し、「スポーツとともにある社会の実現」に寄与することを目指す。

(3) 国体を通した アスリートの発掘・育成・強化 ～ 地域から世界へ ～

国体は、これまで、各都道府県の郷土を代表する選手が競う総合スポーツ大会として開催されてきた。

このことから、これからも「スポーツを通してフェアプレー精神の本質が理解され、草の根レベルから社会(国)レベルの交流によって、人々の相互尊敬や異文化理解を基調とする真の親善と友好が広がっている状況」(スポーツ立国のイメージ像)の具現化に貢献していく必要がある。

さらに、「スポーツ宣言日本」において求められている『『平和と友好に満ちた世界』の構築への寄与』に向け、各都道府県におけるアスリート育成事業等を通して、「積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」ことにも貢献することが期待されている。

したがって、これからの国体は、開催県や参加都道府県における各競技の競技者育成プログラム等の指導理念や指導計画に基づくアスリートの育成などの「国体ムーブメント」の推進を通して、アスリートを発掘し競技力の向上を図ることを目指す。

さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育む

とともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得させることなどによって、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、真の親善と友好を広げるスポーツ文化の良さを体現し他者に伝えることのできる「アスリートの発掘・育成・強化」を一層充実し、「地域から世界へ」羽ばたくアスリートの育成に寄与することを目指す。

なお、心身ともに健全で幅広い視野を有したアスリートを育成するためには、スポーツ医・科学の知識を有し、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導することにより、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者の存在が不可欠であることから、都道府県体協や中央競技団体等と連携し、日体協公認スポーツ指導者の育成と活用をより一層促進する。

2. 目的・性格

現行の「国民体育大会開催基準要項」に定められている「目的・性格」については、「地域の活性化」、「スポーツ文化の浸透」、「アスリートの発掘・育成・強化」といった「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」の内容を包含したものとなっている。

また、現行の「国民体育大会開催基準要項」に基づき開催されてきた国体が、我が国のスポーツ振興に大きな成果をもたらすとともに重要な役割を果たしてきた。

これらの観点を勘案して、大会の「目的・性格」については、現行の「国民体育大会開催基準要項」において定められている目的と性格を今後も踏襲する。

【目的】大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

【性格】大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3. 大会の位置付け

「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」については、これまでの国体改革の取り組みにおける達成状況と課題、国体を取り巻く社会情勢の変化とスポーツ界の動向、とりわけ「スポーツ宣言日本」に示されたグローバル課題の解決に向けて求められる取り組みなどを踏まえたものである。

したがって、現行の「目的・性格」を踏まえたこれからの国体開催を巡る「大会の位置付け」については、次の 3 点を掲げ、国や開催県、都道府県体協、中央競技団体などの関係機関・団体等の支援と協力を得ながら開催する。

- ① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
- ② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
- ③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、人材育成や施設整備などソフト・ハード両面が充実することにより、郷土に対する愛着や地域の「絆」を強め、地域コミュニティの再生や経済活動の活性化等に寄与していく必要がある。

したがって、これからも国体を「各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会」として位置付けて、開催する。

② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、国民の一人ひとりがスポーツの主人公として自らの欲求に基づき、スポーツに触れる（「する」「みる」「支える」）機会を創出し、グローバル社会における環境と共生の時代を生きる人々のライフスタイルの構築を促進していく必要がある。

したがって、これからも国体を「国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会」として位置付けて、開催する。

③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

国体は、その開催を中心とする「国体ムーブメント」の推進を通して、各競技の競技者育成プログラム等に基づく指導理念や指導計画により、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘し競技力の向上を図っていく必要がある。また、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得させるなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、真の親善と友好を広げるスポーツ文化の良さを体現し他者に伝えることのできるアスリートとして育成していく必要がある。

したがって、これからも国体を「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」として位置付けて、開催する。

4. 実施方法

これからの国体は、「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」及び「大会の位置付け」を踏まえるとともに、これまで国体が戦後の荒廃と混乱の中で始まって以降、今日まで毎年継続して開催され、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことを考慮し、当面、次の 4 点を基本として実施する。

- ① 毎年開催
- ② 都道府県持回り開催
- ③ 都道府県対抗
- ④ 開催県のフルエントリー

① 毎年開催

国体は「毎年開催」されることにより、開催県や各都道府県におけるスポーツ指導者等の人材育成やスポーツ施設の整備といったスポーツ環境の整備を通して地域活性化の基盤となる取組みの継続的かつ計画的な推進に寄与している。

また、我が国におけるスポーツ文化の浸透や将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みにおいて重要な役割を果たしている。

したがって、「国体ムーブメント」を継続的・計画的に推進し、効果的に展開するため、今後も「毎年開催」する。

② 都道府県持回り開催

国体は「都道府県持回り開催」されることにより、開催県を中心に、国体の開催を契機としたスポーツ施設をはじめとする地域インフラの整備やスポーツ指導者等の人材育成、アスリートの発掘・育成・強化といったスポーツ環境の整備や人材育成を通

して地域の活性化に大きく貢献する取組みの継続的かつ計画的な推進に寄与している。

また、このような開催県を中心とするスポーツを通した各種の取組みによって、地域の活性化等が全国的に波及するなど大きな役割を果たしている。

したがって、「国体ムーブメント」を遍（あまね）く展開し、地域の活性化に貢献していくため、今後も「都道府県持回り開催」方式により開催する。

なお、今後の道州制の導入に向けた動向を注視し、必要に応じて、新たな方式を検討する。

③ 都道府県対抗

国体は「都道府県対抗」により開催されることによって、各都道府県自らが主体的に人材育成やスポーツ施設の整備を促進するといったスポーツ環境の整備を通して、地域の活性化に寄与している。

また、将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みが促進され、郷土に対する愛着や地域の「絆」を強めるとともに、それらの取組みを通してスポーツ文化の広範かつ効果的な浸透に大きな役割を果たしている。

したがって、我が国スポーツ界における都道府県が果たす役割の重要性に鑑み、今後も「都道府県対抗」により開催する。

④ 開催県のフルエントリー

国体は、地元である開催県がブロック予選を経ずに本大会へ出場できる「開催県のフルエントリー」で開催されることにより、多くのアスリートの発掘・育成・強化が計画的かつ継続的に展開されるなど、我が国の競技力向上に寄与している。また、大会開催に向けた機運の醸成等を図るための取組みを通して地域住民へのスポーツ文化の浸透に大きな役割を果たしている。

したがって、我が国スポーツ界における開催県が果たす役割の重要性に鑑み、今後も「開催県のフルエントリー」により開催する。

IV.国体の充実・活性化に向けた取組み

1. 具体的な取組みの内容

「21 世紀の国体像」の実現に向けた中長期における具体的な取組みとして、「21 世紀の国体像の目指す方向性（コンセプト）」と、そのコンセプトに対応した「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」を踏まえ、以下に掲げる事項に取り組むことにより、国体の充実・活性化を図る。

- (1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開
- (2) 少年種別（ジュニア世代）の充実
- (3) 各競技会の実施規模等の見直し
- (4) 冬季大会の活性化

(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開

「国体ムーブメント」とは、国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

また、「国体ムーブメント」の推進にあたっては、日体協をはじめとする国（文部科学省等）、開催県、都道府県体協、中央競技団体等の関係機関・団体及びアスリート、指導者等の国体に関わる全ての関係者の連携・協力が必要となる。

したがって、国体に関わる全ての関係機関・団体等が連携・協力し、開催県や参加都道府県が実施あるいは実施を予定している国体を巡る事業において、「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」を多くの人々に伝え、理解を深める取組み（働きかけ）を実施すること（「国体ムーブメント」の積極的な展開）により、「21 世紀の国体像」の実現を目指す。

さらには、「国体ムーブメント」の積極的・継続的な展開を通して、次のようなスポーツによる社会的な貢献を目指す。

【「国体ムーブメント」の展開により目指すもの】

「国体ムーブメント」の積極的・継続的な展開を通し、「21 世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの 21 世紀的価値」（『公正で福祉豊かな地域生活』の創造、『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造、『平和と友好に満ちた世界』の構築）を具現化し、実践することによって、21 世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

具体的には、以下に掲げる事業を中心に取組み、その事業の推進にあたっては、それぞれの実情に応じて事業内容を工夫するなど、柔軟に対応する必要がある。

【「国体ムーブメント」を推進する上での主な事業】

◆ 全国的な展開

- ブロック大会・都道府県予選会の開催による推進

- アスリートの発掘・育成・強化の推進
- 日体協公認スポーツ指導者の育成・活用の促進
- スポーツ医・科学の研究とドーピング防止活動の推進
- 地域におけるスポーツ環境（施設や組織等）の整備と活用の促進
- 中学校・高等学校の運動部活動との連携の促進
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携の促進

◆ 開催県を中心とした展開

- 国体の開催による推進
- 関連イベントの開催の促進
 - トップアスリート等による PR イベントの開催
 - 「平和と友好」を促進する交流型イベントの開催 等
- 広報活動の展開
- マーケティング活動の推進
- スポーツボランティアの育成と活用の促進
- 自然環境や都市環境のより豊かな保全に向けた活動の推進
 - 「国体の森（仮称）」構想（競技会場地等への植林事業）の検討 等
- スポーツツーリズムの推進
- スポーツ施設の整備と活用の促進
 - 国体開催前後の全国規模の競技別大会の開催
 - 国体開催後の競技施設利用等の自己評価の実施と結果の公表 等

(2) 少年種別（ジュニア世代）の充実

日体協をはじめとする国（文部科学省等）、開催県、都道府県体協、中央競技団体等の関係機関・団体は、国体の開催を中心とする「国体ムーブメント」の諸事業を通して、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘・育成・強化し、競技力向上に努める必要がある。さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得するなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、スポーツ文化を体現し他者に伝えることのできるアスリートを育成する必要がある。

したがって、以下に掲げる取組みを通して、少年種別（ジュニア世代）の充実に努める。

① 少年種別の参加人数及び参加県数の増

ジュニアアスリートの発掘・育成・強化に向けた取組みを、より一層充実させ、効果的なものとするため、各競技会の実施規模等の見直しにあたって、競技特性に鑑みながら、原則として少年種別の参加人数や参加県数を成年種別より多くする。

② 少年種別の年齢区分の見直し

各競技におけるジュニアアスリートの発掘・育成・強化を巡る国内外の動向に適切に対応するため、当該中央競技団体等の意向を踏まえた上で、競技特性や各競技の競技者育成プログラム等を勘案し、次の観点に基づき見直す。

- ユース等の年代による区分（U-16 等）の導入（競技ごとに導入を検討）
- 年齢の下限の引き下げ（中学 3 年生の参加競技の拡充、中学 2 年生以下の参加の検討）

③ 公益財団法人全国高等学校体育連盟や公益財団法人日本中学校体育連盟などの関係機関・団体等との連絡会議の開催

国内におけるジュニアアスリートの発掘・育成・強化を巡る諸課題に適切かつ総合的に対応するためには、ジュニアアスリートを対象とする全国規模の総合スポーツ大会を開催する関係機関・団体等が連携して取り組む必要がある。

したがって、上記①や②に関する内容や次の内容等について協議・調整するための連絡会議を開催する。

- ジュニア世代の発掘・育成・強化のあり方
- 国体を含めた全国規模（付随する地域大会等を含む）の総合スポーツ大会が過密化している状況に対して、国体と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会をはじめとする大会の開催スケジュールの調整及び大会開催のあり方に関する検討

(3) 各競技会の実施規模等の見直し

各競技会の実施規模等については、「国体改革 2003」における「大会運営の簡素・効率化」の取組みとして、平成 20(2008)年の第 63 回大会までに平均 15%の参加人員の削減が実施されたことなどから、一部の競技・種目・種別においては、次のような課題が生じている。

- 成年種別のみの実施で、少年種別を実施していない競技・種目がある。また、少年種別と成年種別で実施している競技・種目でも、参加人数及び参加県数に占める少年種別の割合が低い競技・種目がある。
- 男子種別のみの実施で、女子種別を実施していない競技がある。また、女子種別を実施している競技でも、成年と少年を合わせて「女子」種別として実施している競技がある。
- 限られた参加人員総数の中で、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目があり、当該選手やチームの競技会におけるパフォーマンスへの影響が懸念される。
- 中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目があり、選手の安全確保等への影響が懸念され、トップアスリートの参加促進の障害のひとつとなっている。
- 参加県数が 16 県未満の競技でトーナメント戦を実施する場合、組合せによっては 1 試合も戦うことなく 8 位以内が確定し、競技得点を獲得できる競技・種目・種別がある。

国体をアスリートにとって一層魅力ある競技会として充実・活性化させるためには、このような課題に適切に対応するとともに、大会の「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」等を踏まえ、各競技会の実施規模等を見直す必要がある。

したがって、以下の各項目について、各競技の特性を踏まえるとともに、競技会の日程、会期、競技施設、宿泊施設等への影響を考慮の上、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、各競技会の実施規模等を見直す。

① 少年種別（ジュニア世代）の充実¹

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなア

¹ 前項「(2)少年種別（ジュニア世代）の充実」①②の内容を再掲。

スリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、地域、日本、さらにはアジア、そして世界を舞台に活躍するアスリートを発掘・育成・強化し、競技力向上に努める必要がある。さらには、その育成過程において、各都道府県の郷土の代表としての自覚と責任を育むとともに、ジュニアの段階から平和と友好の重要性を体得するなど、グローバルな課題を解決に導く社会的使命を自覚した上で、スポーツ文化を体現し他者に伝えることのできるアスリートを育成する必要がある。

したがって、以下に掲げる取組みを通して、少年種別（ジュニア世代）の充実に努める。

- 少年種別の参加人数及び参加県数の増
- 少年種別の年齢区分の見直し

② 女子種別の充実

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義や近年の我が国の女性アスリートの国際的な活躍に鑑み、男女の別なく遍（あまね）くスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整備し、女性アスリートのさらなる発掘・育成・強化を図る必要がある。

したがって、国体が都道府県対抗を基本とすることに鑑み、各都道府県における当該競技の普及状況（女性アスリートの競技者数等）などを確認しつつ、女子種別の拡充を希望する中央競技団体と継続的に協議を実施し、次の取組みを行う。

- 「女子」種別の導入（対象：「女子」種別未実施競技）

女子種目の普及・認知が進んでいる競技については、まず「少年女子」と「成年女子」種別を一本化した「女子」種別としての導入を検討する。

- 「少年女子」及び「成年女子」種別の実施（対象：「女子」種別実施競技）

すでに「女子」種別として実施されている競技については、その実施状況や競技特性を踏まえ、「少年女子」と「成年女子」それぞれでの実施を検討する。

③ 専任監督の配置

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、選手が競技に専念できる環境の整備（選手兼任監督の解消）とともに、都道府県における日体協公認スポーツ指導者の育成及び活用を一層促進することにより、アスリートの育成・強化体制の充実に寄与する必要がある。

したがって、監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けを徹底するとともに、選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目については、専任監督を配置するための措置を講じる。

④ 各競技参加人数の見直し

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、トップアスリートの参加促進を図るため、選手の安全を確保し、競技会としての魅力を高める必要がある。

したがって、中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざ

るを得ない団体競技・種目については、各競技において競技会を実施する上で適正な人数となるように参加人数を見直す措置を講じる。

⑤ 参加県数の見直し

これからの国体は、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」及び「国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会」という「大会の位置付け」の意義に鑑み、トーナメント戦において、1 回戦がシードされることにより自動的に 8 位入賞となる（競技得点が得られる）状況を解消する必要がある。

したがって、参加県数を原則として 16 県以上となるように参加県数を見直す措置を講じる。

なお、競技日程、施設（施設基準）等により、16 県以上での実施が困難な競技については、組合せが決定した段階で自動的に 8 位入賞とならないような競技の実施方法（予選リーグ・決勝トーナメント方式等）に関するガイドラインの作成を検討する。

(4) 冬季大会の活性化

これからの国体は、大会の「目的・性格」や「大会の位置付け」の意義に鑑み、遍（あまね）くスポーツ文化を豊かに享受できる環境を整備する必要がある。

したがって、冬季大会については、「冬季大会あり方提言」において示されている方向性を基本としつつ、次のとおり開催する。

なお、今後も、冬季大会の活性化に向けた方策について関係機関・団体等と協議するとともに、開催地の決定が近年難航している状況を改善するため、開催地のローテーション化の確立を含め、安定的な開催に向けた各種の取組みを継続する。

▶ 冬季大会の継続開催

都道府県対抗による総合スポーツ大会という大会の位置付けはもとより、多様なスポーツに親しむことができる環境の整備や自然環境との共生など、我が国における冬季スポーツの振興、とりわけ競技力向上に果たす役割の重要性に鑑み、今後も冬季大会を継続して開催する。

▶ 総合成績（天皇杯、皇后杯）における冬季大会の取扱い

冬季大会の開催の趣旨と本大会と一体となった大会とする国体全体の統合性、さらにスポーツ界全体の均等な発展に鑑み、総合成績（天皇杯、皇后杯）における冬季大会の取扱いは、当面、現行どおりとする。

2. 引き続き検討が必要な事項

「21 世紀の国体像」の実現に向け、「1. 具体的な取組みの内容」において掲げた取組みに加え、以下について、取組みの具体的な内容を継続して検討し、平成 28(2016)年度を目途に検討結果をまとめる。

- | |
|------------------|
| (1) 表彰制度 |
| (2) 大会名称 |
| (3) 大会開催経費の負担軽減等 |
| (4) その他 |

(1) 表彰制度

「国体活性化プロジェクト・中間報告」において提案された「表彰制度の見直し」については、加盟団体等へ意見聴取を実施した上で、「国体活性化プロジェクト」において再度検討・協議が重ねられた。しかし、各方面からの意見等を踏まえた具体的な見直し案が提案されるまでには至らなかったことから、当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継続する。

なお、表彰制度については、今後、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討する。

(2) 大会名称

「国体活性化プロジェクト・中間報告」において検討事項として提案された「大会名称の検討」については、名称の変更について賛否が拮抗していること、「日本体育協会」の名称変更と連動して検討することが求められることなどから、結論を得るまでには至らなかった。引き続き、社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、名称変更の必要性を含め検討する。

(3) 大会開催経費の負担軽減等

今後も国体の開催を継続するためには、ブロック大会を含む大会開催の経費負担や大会参加に伴う経費負担について、国（文部科学省）、日体協、開催県をはじめ、都道府県体協、中央競技団体などを含む全ての関係機関・団体等において、そのあり方や負担軽減策について、検討する必要がある。

その具体的な検討事項として、大会開催に伴う開催県の経費負担を軽減するための方策（参加負担金の増額やゼッケンスポンサーの導入等）や、大会参加に伴う大会参加者の経費負担を軽減するための方策（競技別ユニフォームの広告制度の導入等）等を検討する。

(4) その他

「スポーツ推進 2013」において示された諸課題への対応に加え、新たに取り組むべき内容が生じた際は、随時対応を検討する。

3. 取組みの方法等

「1. 具体的な取組みの内容」に掲げた事項については、今後、適宜ワーキンググループを設けるなどして、より詳細な内容やとり進め方法を検討する。

また、各事項の取組みについては、第 74 回大会〔平成 31(2019)年〕～第 77 回大会〔平成 34(2022)年〕の実施競技選定がすでに行われていることから、その後の第 78 回大会【平成 35(2023)年】を達成目標とするが、関係機関・団体等と調整した上で、実現可能な内容については可能な限り早期に達成する。